

# 河合町議会会議録

平成27年 9月15日 開会

河合町議会

## 平成27年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

### 第 2 号 （9月15日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
西 村 潔	3
馬 場 千恵子	18
森 尾 和 正	31
池 原 真智子	44
岡 田 美伊子	59
大 西 孝 幸	60
清 原 和 人	63
○散会の宣告	68
○署名議員	69

平成 2 7 年 9 月 1 5 日 (火曜日)

( 第 2 号 )

平成27年第3回(9月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成27年9月15日(火)午前10時01分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(13名)

1番	岡田美伊子	2番	大西孝幸
3番	清原和人	4番	馬場千恵子
5番	吉村幸訓	6番	岡田康則
7番	森尾和正	8番	池原真智子
9番	西村 潔	10番	疋田俊文
11番	谷本昌弘	12番	中尾伊佐男
13番	辻井賢治		

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	岡井康德	副町長	藤岡和成
教育長	竹林信也	企画部長	澤井昭仁
総務部長	福井敏夫	福祉部長	中尾博幸
住民生活部長	堀内伸浩	まちづくり 推進部長	竹田裕昭
教育部長	井筒 匠	総務部次長	木村光弘
福祉部次長	門口光男	安心安全 推進課長	森嶋雅也
財政課長	上村卓也	税務課長	岡田昌浩
福祉政策課長	辰己 環	社会福祉 協議会課長	山本孝典

保健スポーツ課長	上村 豊	認定こども園準備室長	佐藤 桂三
特命担当課長	梅野 修治	住民生活課長	上村 英伸
環境衛生課長	斉藤 幸美	まちづくり推進課長	中山 雅至
地域活性課長	福辻 照弘	上下水道課長	石田 英毅
教育総務課長	杉本 正範	生涯学習課長	上村 欣也

---

#### 会議に従事した事務局職員

局長	御輿 善弘	主査	堀内 一憲
----	-------	----	-------

開議 午前10時01分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、平成27年第3回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○議長（疋田俊文） 本日の日程は一般質問です。

それでは、受け付け順に質問を許します。

---

◇ 西 村 潔

○議長（疋田俊文） 1番目に、西村 潔議員、登壇の上、質問願います。

○9番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

（9番 西村 潔 登壇）

○9番（西村 潔） それでは、議席番号9番、西村 潔が今回5つの課題について質問いたします。

まず、1番目、新しいといたしますか、（新）行財政健全化5カ年計画について質問いたします。

平成26年度末の国の長期債務と地方の債務の合計が1,000兆円を超えております。減るところかますます増えている一方でございます。河合町の地方債の発行残高も、26年度末では131億円に達しておるわけです。国は財政破綻を避けるために6月に財政健全化計画を作成しております。あらゆる分野で事業の見直しや歳出の削減を行おうとしているわけです。特

に、社会保障にかかわる給付の見直しとか削減は避けて通れないというような状況でございます。他方、基礎自治体である河合町の財政健全化を急いで行う必要があるのではないかと思います。そのためには、少なくとも5カ年計画を作成して、住民や職員さんの理解を得なければならないと思っております。このことから、河合町は行財政健全化に対しどのような計画やお考えがあるのかをお聞かせください。

具体的には、まず1つ、平成28年度から32年度の5カ年の計画策定を提案したいと思っております。これについて、河合町のお考えや決意をお聞かせください。

2、また、計画策定に当たり具体的な目標として、単年度黒字を1億円、5年後の財政調整基金の残高を10億円のこの実現に向けて、歳出とか歳入の見直しを行う、それを実行する上で河合町の課題は一体何なのかをお聞かせください。

3、計画作成する上で、今後5年間の歳入及び歳出の財政のシミュレーションを策定していただきたいと思っておりますけれども、そういうお考えがあるかどうかをお答えいただきたいと思っております。

次に、2番、マイナンバー、社会保障と税の共通番号の導入について質問いたします。

まず、1つ目、来年の1月導入に向けて、10月には世帯ごとに通知カードが送られるわけです。その後、住民が行う手続はどのようになるのかということです。マイナンバーを記載する業務とか書類はどんなものがあるのかどうか、我々一般住民にとって、例えば税務関係とか健康保険とか厚生年金保険とか介護保険とか、あるいは子供の支給とかいろいろ出てくると思っています。これについて説明をお願いしたいと思います。

2番目、住民と、あるいは民間企業、また自治体にとってメリット・デメリットは一体どういうことなのかということについて、まとめていただきたいと思っております。

3番目、今後は、国・地方自治体の行政事務にこのマイナンバー制度を導入することでどのような影響が出てくるのかということです。当然出てくると思っています。また、我々個人として、所得や金融資産の透明化は今後避けて通れないと思っております。どのような展開になるのかということを考えておられるのか、教えていただきたいと思っております。このことによって、住民の負担、例えば税の負担とか医療や介護のサービスの負担にどんな影響が出てくるのか、全く出てこないのか、出てくるのか、これについても言及していただきたいと思っております。

4番目、個人情報保護の視点に立った場合、行政側は管理体制を明確にするために新たな条例は必要かどうかと、必要と思われるのかどうか、町の所見をお聞かせください。

5番目、公務員、あるいは民間企業等による個人情報漏えいというのが当然予想されます。

それによって、住民の精神的、金銭的損害について、補償制度はどのようになるのかということ。漏えい防止対策としては当然やっておられると思いますけれども、例えばシステム対応、マニュアルの作成、研修の徹底、あるいは職員の複数ダブルチェック、こういう体制をどのように今考えておられるのか、検討されておられるのかをご質問したいと思います。

次、3番目、在宅介護利用に対する市町村の役割と責任の範囲について質問いたします。

実は国は、以前からですけれども、特に最近強く言っておりますが、施設から在宅へという方針を打ち出しております。これは介護保険の理念なんです。当初からの理念なんですけれども、さらにそれを、そういう方針を強く打ち出しているわけです。現場を預かる市町村が果たす役割というのはどのように認識しているのかということ。ことです。

これについて、まず1つ目ですけれども、厚生労働省の推計では、10年後の25年度には、在宅介護の利用者は今現在352万人いる人から491万人と4割増えるということなんです。介護職員は、当然2000年の介護保険始まって以来増加しているものの、人材不足が指摘されております。理由としては、景気の好転で産業界の雇用改善が進んでいるわけです。介護業界の新規採用は非常に厳しいという状態が続いております。特に、男性介護職員の給与水準は極めて低いと、今後ますます人材不足が予想されるんじゃないかというふうに思っております。

次、2番目、低賃金とか人不足を脱却する上で、国とか市とか町とか村は一体どういう役割を果たせるのかということ。ことです。中小の事業所、全国の事業所は中小が多いんです。この中小の事業所の経営のマネジメント力というのは非常に他産業に比べると低いわけです。賃金が上がっていく仕組みがなかなかとれないという現状でございます。現在、国は処遇改善をしているわけです。この処遇改善では多少のインパクトはあるものの、根本的な改善につながっていないのではないかと思っております。介護職員の賃金を全産業レベルまで引き上げる施策は本当にあるのかなのか、ないんかどうかです。それから、介護職員が定着するための環境整備やその他の手だてはあるのかどうかということ。ことです。

次、3番目、そこで具体的になるんですけれども、在宅ケアを促進する上で市町村が一体何ができるかということ。ことです。

まず、1つ目、介護職員養成の支援ができるんかどうかです。例えば、河合町単独で行えるか、あるいは7町の広域で行うのか、あるいは県や国が行うのかということについて、視点をどのように持っておられるかをお答えください。

それから、もう一つ、2つ目なんですけれども、専門職との連携体制構築のための施策は

どのようなものがあるのかということでございます。

3番目、これは高齢者が、ある地域と一緒に住むと、まとまって住むと、これは地域集住ということなんですけれども、これを図るための施策、町ができるのか、あるいは7町ができるのか、あるいは県ができるのかということです。こういう視点を持っておられるのかどうかということです。

人口の減少に伴いまして、コンパクトシティ化を目指して人口集中化を図るため、都市計画などで行政施策を行っている市町村は既にご覧いただけます。高齢者が集まって住みやすい地域づくりが今後ますます必要になってくるのではないかと思います。例としては、例えば空き家を活用するとか、あるいは徒歩が可能な住環境にするとか、あるいは公共交通の利便性を高めるとか、河合町でも可能だと思えますけれども、いかがでしょうか。

4番目、これは先ほどちょっと触れましたけれども、国や県が行うべき内容とはどのようなものがあるのかということで、河合町として何を考えておられるかということです。

次、4番目、平成26年度決算について質問いたします。

まず、1つ目、確定した、もう確定しておりますけれども、実質収支額は一体幾らになりますかと、もう一回確認したいと思えます。それから、単年度収支の赤字額は幾らか。その単年度収支が赤字になった主な要因とは一体何なのかということです。

それから、2番目、まず財政調整基金の残高、経常収支比率、将来負担比率について公表をお願いしたい。そこで、この数値につきまして、近隣7町または県内、あるいは全国において河合町は一体どれくらいの位置にあるのかと、いいのか悪いのかということについてです。もし、26年度決算で資料があつてできるのであればお答えいただきたいと思えます。なければ25年度決算で資料を提供していただきたいと思えます。

3番目、決算の課題、26年度決算を行うことで一体どんな課題があつてどんな問題があつたのか、27年度予算にどのような影響が出てくるのかということについて回答をお願いしたいと思います。

次に、5番目、河合町の農業活性化の促進策の現状について質問いたします。

10年後の農業をイメージしたとき、高齢化により担い手がすっかりいなくなって、農地が荒れ放題になるのではないかと危惧しているわけです。農地は国土の財産です。国の財産です。資源であり、活用次第では宝物になると考えております。それぞれの市町村や住民がみずから立ち上がり、アイデアを出していけば、日本の農業は大きな産業になると考えております。そこで、今問題になっているのが、行政のお考え聞かせていただきたいと思えます。

まず、現状分析として、1、河合町の農地はどのような状態になっているのかということをお教えしてほしいと思います。まず、耕作地と放棄地の面積はどれくらいあるのか、その割合はどの程度なのか。それから、稲作を行っていない水田があるのかないか、その面積。それから、水田から転用した畑地とか、こういう面積がどのくらいあるのか。

2番目、農家とか耕作者の現状について教えてください。

まず耕作者の人数です。年齢、その年齢構成、65歳以上なのか65歳以下の人たちの人数。それから②農家、耕作者の意識や環境はどのようになっていますかということです。3、今のままで推移した場合、10年後の農業に従事する人数は河合町ではどれくらいいらっしゃるかということです。

3番目、活性化の現状。

①農地を物理的に集約することは困難だと思います。しかし一元管理は可能だと思っております。そのための仕組みづくりや構想はどのようなものがありますか。②農地の管理を行うに当たって、農事組合法人、あるいは農業法人等の設立の機運はあるのでしょうか。現状はいかがでしょうか。

4番目、現在または今後のことを考えまして、役場や農業委員会はどのような目標を持って、ビジョンを持っているのかということです。民間企業の参入をやすくするための農地法の見直し、あるいは改正について、当事者のお考えはどのように考えておられるのかについてご回答をお願いしたいと思います。

以上です。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうからは、1番目、（新）行財政健全化5カ年計画について、そして、4番目の平成26年度決算についての説明をさせていただきます。

まず、1つ目の1番、5カ年計画策定に向けた河合町の決意についての質問ですが、本町では、平成17年度より財政健全化計画に基づき、行財政全般にわたる見直しを行った結果、それ以降も、健全化計画で達成できなかった項目を含め、徹底した自主財源の確保や経費の節減、合理化に取り組んでおります。5カ年計画の策定に向けた決意ということですが、まず、これまでの健全化の取り組みを継続的に進める必要があると考えております。その上で、社会経済情勢の動向や地方財政対策の大きな転換、また、新たな財政需要の発生などにより財政収支の見通しが厳しくなった場合には、新たな計画の策定も視野に入れた計画の見直し

が必要であると考えております。

次に、2番目の具体的な目標についてですが、一般会計の単年度収支が18年度以降、22年度と25年度を除き赤字が続いていることから、まず、単年度収支で黒字を維持することを一つの目標としております。そのため、今後も健全化計画を継続して確実に実行し、さらなる歳入の確保や歳出の削減に取り組む必要があると考えております。

次に、3番目のシミュレーションの作成についてですが、シミュレーションの作成につきましては、安定した行財政運営を行っていく上で必要であると認識はしております。しかし、目まぐるしく変動している現在の社会情勢の中で、国の政策や制度における大幅な見直し、また、本町で現在検討しております地方版総合戦略や公共施設見直しなどにより、今後の計画が大きく変わることも推測されるため、シミュレーションにつきましては一定の方向性が出た時点で策定を検討したいと考えております。

続きまして、4つ目の平成26年度決算についての説明をさせていただきます。

まず、1番目、実質収支額及び単年度収支の赤字額とその主たる要因につきましては、26年度の一般会計決算額は、歳入65億5,823万5,000円、歳出64億4,677万8,000円で、歳入歳出差引額は1億1,145万7,000円、そして、歳入歳出差引額から翌年度繰越財源73万1,000円を差し引いた実質収支額は、1億1,072万6,000円の黒字決算となっております。また、実質収支額1億1,072万6,000円から前年度繰越金1億5,217万円を差し引いた単年度収支では、4,649万1,000円の赤字決算となっております。

なお、単年度収支が赤字決算になった要因としましては、歳入面で個人住民税の減少が続くなど、主要な一般財源の確保が依然厳しい中、歳出面で福祉や医療費関係経費の増加や、三セク債の償還開始など、財政需要が増加したことによるものと考えております。

次に、2番目の平成26年度決算での財政指標の各数値、それと比率についてでございますが、まず、財政調整基金の残高につきましては、26年度末で4億1,231万1,000円、対前年度96万1,000円の増額となっております。なお、比較につきましては、現在26年度が未公表となっているため25年度で比較させていただいた場合、25年度河合町の財政調整基金の残高は4億1,135万円で、近隣7町で2番目に少なく、県内39団体で3番目に少ない額となっております。

次に、経常収支比率につきましては、26年度で99.0%、対前年度2.9%増加しております。同じく25年度で比較させていただいた場合、25年度河合町の経常収支比率は96.1%で、近隣7町で最も高く、県内39団体で8番目、全国1,742団体では107番目の高い比率となっております。

ます。

次に、将来負担比率につきましては、26年度で246.1%、対前年度8.4%減少しております。同じく25年度で比較させていただいた場合、25年度河合町の将来負担比率は254.5%、県内39団体で最も高く、全国1,742団体では5番目に高い比率となっております。

続きまして、3番目の決算の課題、問題点及び27年度予算への影響につきましては、26年度一般会計決算の実質収支額は1億1,072万6,000円の黒字決算となりました。しかし、歳入面で人口減少や住民の高齢化などの影響により、個人住民税は年々減少傾向にあり、町税などの主要財源の確保が課題となっております。また、27年度予算への影響としましては、地方交付税の先行きも不透明の中、町税等を含めた一般財源収入の減少や、増え続ける社会福祉関係経費など、また、国の新たな施策や制度改正の対応などにより、財源が不足した場合は決算剰余金を含めたあらゆる財源をもって補填する必要が生じることも考えられます。

以上でございます。

○福祉部次長（門口光男） 議長。

○議長（疋田俊文） 門口次長。

○福祉部次長（門口光男） 私のほうからは、2点目のマイナンバー、この手続についてお答えいたします。

平成27年10月5日の時点で住民票に記載されている住民に個人番号が付番され、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISから世帯主に対して、通知カード、交付申請書、返信用の封筒並びに説明書が簡易書留で送付されます。カードを希望される方は、同封された交付申請書に必要事項を記入し、裏面に写真を張りつけJ-LISへ返送していただきます。カードを希望された方は、平成28年1月から、順次J-LISから町のほうにカードが送付され、その後、希望された方に町のほうから交付についての案内をお送りいたしますので、住民福祉課の窓口にお越しいただき、本人確認の上、個人番号カードを受領していただくこととなります。その際に、通知カード、これは返納いただくカードとなります。運転免許証等の本人確認、印鑑、町からお送りした交付の通知書、また、現在住民基本台帳カードをお持ちの方は持参していただくこととなります。なお、カードの受領の際には、なりすまし等を防ぐため、個人番号カード用の暗証番号が必要となります。

以上です。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） それでは、私のほうからもマイナンバーについて、今福祉次長が答えられた以外の部分でお答えさせていただきます。

まず、マイナンバーを記載する業務や書類等はどのようなものがあるのかということですが、平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されます。これによりまして、確定申告などの税の手続、年金、雇用保険、医療保健、介護保険の手続、また、生活保護、児童手当その他福祉の給付などで、申請等にマイナンバーの記載を求められることとなります。また、税や社会保障の手続におきましては、事業主が個人にかわって手続を行うこととされている場合もありますので、このため、勤務先でマイナンバーの提出を求められる場合等もございます。

次に、マイナンバー導入のメリット・デメリットでございますが、メリットにつきましては、行政の効率化、いわゆるマイナンバーの利用により他の行政との情報の照合や転記作業などがなくなり無駄な時間が削減されます。2つ目に、国民の利便性の向上、これは、年金受給、雇用保険などの手続の際、年金番号や雇用保険番号がわからなくても、マイナンバー表示することにより行政が情報を得ることができるようになります。これにより添付書類の削減など行政手続も簡素化され、国民の負担も軽減されます。次に、あと一つですが、公平・公正な社会の実現、これは、いわゆる給与支払い者や報酬支払い者もマイナンバーを表記するため、行政での所得の管理が簡単になり、このことによりまして、税金を免れることや不正な受給を防止することができます。実際にこれにより本当に困っている方へのきめ細やかな支援ができるということになっております。

デメリットにおきましては、まず、マイナンバー制度導入で心配されていますのが個人情報の漏えい、プライバシーの問題、国が全ての個人情報を一元管理するのではないかと、また、余りにも多くの情報がひもづけされると、万一流出してしまった場合のリスクも大きくなるというようなことが挙げられます。

それと、マイナンバー制度における企業のメリットということでしたが、マイナンバー制度におかれまして法人番号を付された企業としてのメリットとしましては、取引先の情報の集約や名寄せ作業を効率化できると。新設事業者への営業の効率化、また、新規取引先の実績、資格確認の簡素化などが挙げられております。

デメリットとしましては、雇用している従業員のマイナンバーを管理することの負担が大きくなることだと言われております。

次に、行政事務への影響でございますが、マイナンバーが導入されますと、各機関が管理

する個人情報と同じ人の情報であることを正確に確認でき、各組織間で個人情報をやりとりする際には、データの共有や連携がスムーズに行われるようになり、マイナンバーによって事務の時間短縮になります。手間と時間がかからなくなれば、その分の人的なミスも発生するリスクも軽減できることになると思っております。

次に、個人情報保護の視点に立った場合の新たな条例についてでございますが、町が保有するマイナンバーを内容に含む個人情報、いわゆる特定個人情報の保護につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法による特定個人情報の保護措置の趣旨を踏まえまして、同様の措置を行うことが求められております。このことから、本町におきましても特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために、現行の河合町個人情報保護条例の改正を本定例議会に上程しております。

次に、個人情報漏えいに起因する住民の損害についての補償制度についてでございますが、まず、行政や企業などが個人情報を流出した場合、個人情報を適正に管理していなかったとして民事上の賠償責任を負う可能性がございます。企業の場合につきましては、情報流出によって被害を受けた対象者に対して民法の不法行為に基づく損害賠償責任を負うこととなります。行政の場合につきましては、国家賠償法の規定により、国や公共団体が賠償責任を負うことになっております。当町では、全国町村会総合賠償補償保険制度に加入しておりまして、この制度につきましては、損害賠償請求がなされた場合により、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金が支払われることになっております。

最後に、職員のシステムの対策とかどのようなことをされているかということだと思っておりますが、河合町におきましてシステムにアクセスをできる者は一応制限等して管理し、また、通信する場合は暗号化しています。いわゆる制限といいますか、生体認証や職員別、業務別のID、パスワードなどを設定して、アクセス等の制御を行っております。

以上でございます。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 私のほうからは、在宅介護に関するご質問をいただいておりますので、それに対して回答させていただきます。

1つ目としまして、施設から在宅へという国の方針が打ち出されていますが、現場を預かる市町村の果たす役割をどのように認識していますかというご質問に対しまして、河合町としましては、高齢者を在宅で支えるためには、重度な要介護状態になりましても住みなれた

地域で自分らしい暮らしを続けられますように、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築していくことだと考えております。また、公的サービスや地域の助け合い、行政のコーディネートを含め、地域の特性を踏まえた仕組みづくりが必要であると思っておりますので、現在、地域包括支援センターを中心に、構築のためいろいろ検討を重ねているところでございます。

2つ目のご質問で、低賃金、人手不足を脱却する上で、国・市町村が果たす役割はありますかということで、介護職員の新規採用を増やすとか、離職を制御するというためには、経済的にも身体的にも安心して働けるような職場環境を整備することが最重要であると考えております。そのためには、給与水準の引き上げと労働環境の改善をするような施策を国の施策として明確に位置づけ、法令化することが一番だと考えております。

3つ目の在宅ケアを促進する上で市町村ができることとしまして、1つ、介護職員養成の支援ということですが、河合町では、現在ケアマネ会議等を定期的で開催させていただきまして、情報交換やスキルアップの支援をさせていただいております。

2つ目の専門職との連携体制の構築のための施策ということですが、これも、医療、介護、薬剤師さん等の各専門職によります検討会議をさせていただき、情報交換、連携体制を進めているところでございます。

3つ目の高齢者の地域集住を図るための施策ということなんですが、高齢者の地域集住を図る施策としましては、民間によりますサービスつき高齢者専用住宅や有料老人ホーム等がありますので、現時点では町の施策としましては考えていないところでございます。

4つ目の国や県が行うべき内容はどのようなものがあると町は考えますかということですが、ねんけれども、2025年には約30万人の介護人材が不足するとの見通しもある中、国においては、介護人材確保のための基本的な考えを明らかにしていただき、サービス見込み量の確定値に基づく介護人材需要推計を確定し、その数値を踏まえ、労働環境・処遇改善、資質の向上等に資する施策の立案を国に進めていっていただきたいと考えております。

以上です。

○地域活性課長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（足田俊文） 福面地域活性課長。

○地域活性課長（福辻照弘） 私のほうからは、河合町の農業活性化促進策の現状についてということでお答えさせていただきます。

農地の現状ということで、耕作放棄地の面積と割合については、町内の農地全体面積は

247万6,689平米です。そのうち、耕作放棄地は18万9,486平米、率としまして7.7%です。

2つ目のその他稲作を行っていない水田や転用地の面積については、転用地の面積は67万1,323平米で、内訳としましては、稲作を行っていない保全管理状態、草刈りなどの維持管理を行っている面積は34万6,951平米、51.7%です。また、耕作者が申請されて、転用地として野菜などを植えつけておられる面積は32万4,372平米で48.3%です。

2番目の農家、耕作者の現状ということで、耕作者の人数、年齢、その他年齢構成、65歳以上、以下について回答させていただきます。今回回答させていただく人数につきましては、5年に1回実施されます農林業センサスの最新調査結果が26年度実施の27年の年内に公表予定でありますので、前回の22年度の農林業センサスの数値をもとに、40歳以上が全て耕作者であるという仮定で回答させていただきます。

耕作者の人数は376名、65歳以下が196名で52.1%です。65歳以上は180名で47.9%となっております。

次に、農家、耕作者の意識ということについて、河合町内の耕作者の一般的な意識としては、財産管理、先祖代々の土地を守るのが目的で、高齢になってもやれるうちは耕作するなど、他人には貸したくないという特別な意識があると思われます。

次に、今後の人数推移について。こちらも、先ほど回答させていただきました農林業センサスの数値をもとに回答させていただきます。

平成7年、15年前の耕作者人口は1,173名で、65歳以下が692名で59%です。65歳以上が481名で41%です。15年後の22年度データでは、耕作者人口が376名となり、797名の減少で、減少率は67.9%となっております。今後も減少が予測されます。

3つ目の活性化の現状について。

農地を集約するための仕組みづくりや構想については、河合町では、現状を維持して農業をしていくとする農業者が多く、他人には貸したくないという意識などがあり、現段階では集約するのは困難な状況であります。

次の農事組合法人や農業法人設立の現状はということに対しましては、農事組合法人や農業法人の設立予定はございません。

最後の4つ目の現在、今後の役場や農業委員会の支援策はどのような目標を持ち、ビジョンを持っていますかというご質問に対しまして、現在、地方創生先行型交付金事業として、荒廃農地活用事業「田んぼの楽耕」を河合町城内地区において、稲作と野菜づくりを実施しております。事業趣旨は、耕作放棄地を活用して、役場、農業委員会、地元農家と西大和地

区内の住民が交流を図り、作物を育てる喜び、収穫物を食す幸せなど農作物のありがたさを学び、また、交流の中から担い手となる人材育成を行い、植えつけから収穫までの作業ができるように目指してまいります。今後は団体を複数に増やしていき、耕作面積の拡大を図ることにより、耕作放棄地の解消、新しい農業者の発掘、また、参加人数の半数以上を占める60歳以上の方の交流の場となるように、農業委員会が中心となり、地元農業者、関係機関と協力して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） それでは、確認の質問をさせていただきたいと思います。

行財政健全化5カ年計画は、結論から言うとできないということですね。そのできない理由は、国の施策が変化するということですね。これは、そうしますといつまでたってもできないということになるわけですね。黒字化を目指してということですけども、単年度収支を黒字化しようと思えば、やっぱり計画しないと実行できないんじゃないかと思うんですよ。要するに、状況変化によって右往左往するというのではなくて、財政健全化に向けてこうするんだという姿勢を住民とか職員さんに見せないことには、全く前に進まないんじゃないかと思います。そういうことで、シミュレーションも必要ではあるということですけども、一定の方向性が出たときに検証しますということなので、また追ってこれもさらに質問、今後もさせていただきたいと思います。

先ほどの指数で、非常に河合町は指数非常に悪いということで、その3つの指標のうちで、例えば将来負担が非常に、全国的にも非常に悪いところにあるということ、そういう意識をやはり住民とか職員さんが持たないことにはなかなか改善できないんじゃないかということを考えていますけれども、この点について、どのようにして住民にアピールしていくのかと、実態をちゃんと住民に理解してもらうのかと、こうしますというようなお考えをこれから出してほしいんですけども、いかがでしょうか。この点1つです。

それから、マイナンバー制度についてはいろいろ課題ございます。そこで、どこから手つけたらいいかわからないんですけども、要するに裸にするといいますか、要するにその人が全て、どんな財政状況とか個人資産を持っているとか、医療どんなん受けているかいうことを一括でやるということ、非常にいい面もあるんですけども非常に、悪く言えば情報が漏れてしまうと大変なことになるということなので、非常に難しい運営になると思います。

そこで、行政としてチェックすることを、今システム対応すると言っていますけれども、

これ、例えばパソコンを立ち上げて見るときにダブルチェックをされるんかどうかです。例えば、入力しようと思ったら、担当責任者が入力しないと、オーケーを出さないといけないという、そういうシステムを組んでおられるかどうかです。これをお答えください。

それから、在宅介護の利用についてでございますけれども、非常に前途が厳しいということとはよくわかります。問題は、人手不足がどんな影響があるかということなんです。最近施設で虐待とか、殺人にはなっていないですけれどもそういうようなことが起こると。特に、若い男性の職員さんの雇用はほとんどできないということになりますと、そういう問題がこれから施設、あるいは、訪問ではなかなか起こってこないんですけれども、起こってくる可能性もあるので、こういう問題を国だけじゃなくて市町村もやはり見ていかないといけないと思っていますので、今、地域をまとめていくということは、現在市町村では考えていないということですね。ということは、民間のサービス付きの住宅をやってくださいよと、そうすると、これは行政として力を入れてやっていくのかどうかということをお聞きしているわけです。民間がやることやから行政は知らないということなのか、要するに民間に任せておくというような考え方なのか、いや、それは率先してやりたいんだと、やるべきだと思っているのかどうかの回答をお願いしたいと思います。

それから、河合町の農業の活性化なんですけれども、これ、私も実は200坪ほど土地をちょっと借りてやっておりますけれども、大変な作業でございます。今のお話ではほとんど10年後は壊滅状態になるのではないかなというふうに危惧しているわけです。そうすると、247万平米の土地を、ほとんどもう耕作できないと。そうすると、今から対策をしないと、高齢化になったときに誰も手をつけられへん、要するに草刈りもできないということになるわけです。そうすると、こういう土地を遊ばせておくという手はないわけです。だから、地方再生という視点からもこれを何とかしてほしいということです。

それからもう一つ、意識は非常にもう、財産化しているから守りたいと、要するに人に貸したくないということになれば、農地法を改正して、民間企業に参入をしたとしてもできないという視点になるわけですが、この点についての行政のお考えをお願いしたいと思います。

○議長（足田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） まず、1つ目としまして、まず健全化計画を作成しないのかということで、今後もしないのかということの質問についてなんですが、その分につきましては、前回作成いたしました健全化計画、この部分につきましては、実施しなければならない項目全

てを入れているというふうに認識しております。その分の実行をまず行うというようなことから、あとまた、歳入の確保として徴収率の向上なり使用料の改定、そういった部分についても取り組んでいこうというふうに考えています。ただ、それでもまだ財源が不足すると、そういった状況になった場合には、新たな策定も視野に入れた計画の策定を行いたいというふうに考えております。

続いて、健全化指数について、かなり指数が悪いということのご質問なのですが、そのことにつきましては、先ほど申しましたけれども、本町については、今現状では確かに悪いという形にはなっております。その分についての認識もしております。ただ、健全化の部分につきましては、現在も改善に向けた取り組みという部分、例えば歳出の削減とか、そういった部分とか、あと公債費につきましても、公債費の圧縮を図るなり、そういったことを実施しております。

あと、周知ということなのですが、健全化指標ということで、今現在もホームページのほうにも掲載はさせていただいてますねんけれども、その分について引き続き掲載をさせていただくという形で思っております。

以上です。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） マイナンバーのシステム上の、入る場合にどのような方法でというようなことだったと思いますが、河合町におきましては、職員別、または業務いろいろありますが、その業務別に個々にいろいろとID、パスワード等の設定をしております。それによりましてアクセス制御というような形をとっておりますので、そういう形でシステムに入っていくという形にシステム上なっております。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 介護人材の不足ということで、議員がおっしゃっているように、人手不足は拭えないとは思っておりますが、いろんな方法が考えられる中、国のほうでも外国人の介護人材を養成するとか、いろんなものがございます。そしてまた、民間だけに事業を任すのかということですが、町としましては地域包括ケアシステムという中で、総合事業というのをこれから進めていくところなんですけれども、そういう中で、住民主体の支援や地域の支え合いの体制をこれから進めていきたいと思っておりますので、河合町内の資源としまし

て、住民さんの力を利用して介護の施策という方向性に持っていきたいというふうに考えております。

○地域活性課長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福面課長。

○地域活性課長（福辻照弘） 人口減少について、これからの対策としてという再質問ですけれども、この件に関しましては、現在農業委員会の中でも議論のほうはされておまして、農業委員会が中心となり、農協の支部長、関係機関と協議を行い、意向の調査とか地元の農業委員さんが地元の農地をあっせん員として配置できるようにして、農地の出し手情報を所有者に確認するなどして、集約に向けた取り組み、集約後の営農方針についてを検討してまいります。法人につきましては、なかなかリーダーとなる地域のまとめ役がおられないというのが現状で、経理の面に関しても難しい、経理ができないということもありますので、その辺に関しましては、やはり農協さんとかそういう各種団体の意見をお聞きしながら、前向きに検討のほうを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○9番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 最後2分ですけれども、財政の健全化は、これは平成17年度から5カ年でやまして、このときは、ぬれたタオルのようにびちゃびちゃやったということで達成したわけですけれども、そのぬれた雑巾がなかなか今、余り湿っていないという状況でございます。国の財政そのものが悪いわけですから、非常にその影響は市町村に来るということですから、市町村の財政立て直しをしないことには国の財政よくなると思いません。そういう意味で、やはり5カ年計画をきっちり立てて、どこが何が悪いんかということをお皆さんに知らしめて共通認識を持たないと、なかなか進まないんじゃないかと思えます。変動要因が多いからと言ってしまうと、毎年毎年あっぷあっぷしていかないけないということなので、これはぜひこれからも計画を立てていくと。そのためには財政シミュレーションをきっちり出していきたいということを思いますので、この点について再度ちょっと回答をお願いしたいと思います。

それから、農業について、なぜこういう農業について言いますと、住んでいる方の意識は一体どうなのかということ、今のお話では結局障害になっているわけですね。そうすると、その障害を誰が変えていくかとなると、これは行政しかないわけですよ。住民がみずからで

きないということが非常に多いわけですから。そういうことで、役場が何をしたらいいのかということをもう少し住民に訴えて、特に地主さんとか訴えていくと。このままでいっただけ全部もういなくなっちゃうということになりますよね。そうすると法人化できへんということになりますから、この点についてやっぱりビジョンを、農業委員会とか皆さん、行政の方がやはり持っていただくということについてどのように考えているのか、大きな課題やと思いますので、この回答もお願いします。

○議長（疋田俊文） 西村議員、もう時間です。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 今の質問でございますが、それにつきましては、今おっしゃっているように、健全化計画の部分については必要だということで、その部分については認識はしております。ただ、財政収支の見通しということで、先ほど僕も答弁させていただいたんですが、厳しくなった時点で作成を検討させていただくという形を考えておりますが、ただ、計画策定以降、社会経済情勢や国の政策等もかなり変わっているというところも確かにございます。それを含めまして、また今後作成についてちょっと検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○地域活性課長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福面地域活性課長。

○地域活性課長（福辻照弘） 先ほどの質問に対しまして、地元の農家さんに対しまして、地元の農業委員さんが聞き取り調査を行って、それと、農地の持たれて方からの年齢とかも、その辺を聞き取らせていただきまして、そして、今後農業委員会の中で、こういう農地に関する程度のある程度の筋道のような形を検討させていただきまして、意向調査等の結果に基づきまして、耕作放棄地等集約に向けた取り組みを行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（疋田俊文） これにて、西村 潔議員の質問を終結いたします。

---

◇ 馬 場 千恵子

○議長（疋田俊文） 2番目に、馬場千恵子議員、登壇の上、質問願います。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

（4番 馬場千恵子 登壇）

○4番（馬場千恵子） 議席番号4番、馬場千恵子、通告書に基づいて質問をいたします。

2点質問いたします。

1点目は、河合町住宅等開発事業指導要綱の厳守と池部3丁目開発について。

私は、住宅開発が進み、河合町の人口が増えることは重要だと考えています。そのためにも、開発指導要綱を厳守して開発業者に適正な指導を行うことにより、開発要綱に明記されている良好な生活環境と円滑な都市機能の実現を図るために、以下、池部3丁目の開発事業に関して伺いいたします。

前回、池部3丁目の開発の質問をして以来、業者と地元住民との話し合いもなく3年近く開発が着手されることはありませんでした。しかし、今年の6月、近隣住民に町及び県の許可が出て、工事開始の文書が配布され、造成工事から開始されていますが、地元住民の皆さんはどんな工事になるのかわからず不安が広がっています。開発要綱第4条によりますと、地元の同意書を事前協議申請書に添付しなければならないと記されているにもかかわらず、同意書の添付もないのに申請を受け付けています。さらに、同意書を得られなければ経緯書を添付することと業者に指示し、その後の手続を進めています。開発要綱に反して、なぜ同意書なしで受理されたのか、経緯書でよいとしたのはなぜか、その根拠はどこにあり、いつからそのような運用になったのですか。業者から提出された経緯書の内容が不正確で、一部の住民の名誉を傷つけるものとなっています。また、業者提出の経緯書によれば、最終的に地元の同意を得たとありますが、その時点でなぜ同意書の提出を求めなかったのですか。

なお、この3年間余りの開発指導要綱に基づく事前協議の件数と、そのうち、同意書のない事例の件数を教えてください。町の指示による経緯書の受け付けで、業者と地元住民の関係を切ってしまう、住民の意見を聞かずに町・県が工事許可の手続を進めたことが、現在の住民の不安をつくった一番の原因となっています。明確なご答弁をお願いします。

また、公園の設置について伺います。

開発面積が3,000平米を超える場合は、都市計画法で公園の設置が義務づけられています。池部3丁目の開発工事は、開発事業と宅地造成工事との別の申請になっていますが、申請者は同一事業者で工期も全く同じ、埋め立ての工法や造成後の水路の利用なども一連のものであり、まさに3,000平米以上の一体の開発とみなすべきであり、環境整備、防災上からも公

園の設置は必須です。数年後に造成部分に住宅が建設されれば拒否できず、密集した空間となり、防災空間としての公園の設置は必要です。住民からの要望があつたにもかかわらず、業者に公園の設置を要望しなかつたのはどうしてですか。明確なご答弁をお願いします。

2番目のマイナンバーについてです。

国が国民全体に12桁の個人番号をつけ、個人情報を一元的に管理する共通番号制が来年1月から実施されます。今年の10月から各家庭に個人番号が送付されることになっています。しかし、今回の年金情報の流出で国民に衝撃と不安を与えるとともに、マイナンバー制度への懸念が広がっています。また、対応のおくれも指摘される中、企業や官公庁の担当者のアンケート調査によると、システムの対応が完了しているのは、企業で4%、官公庁で8%にとどまり、まだ何も行っていない企業が81%、官公庁で24%を占めています。中小企業ではこれに係る費用も負担になり、経営をより困難にしています。河合町での経費はどれぐらいですか。このような状況の中、マイナンバー制度の対応、準備、そしてセキュリティー対策についてお尋ねします。

再質問につきましては自席にて行います。

○まちづくり推進課長（中山雅至） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中山まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中山雅至） 私のほうからは、1点目の河合町住宅等開発事業指導要綱の厳守と池部3丁目の開発について回答させていただきます。

河合町宅地等開発事業指導要綱の第4条第2項には、「事業者は、予め地元関連の協議を終了し、地元の同意書を事前協議申出書に添付しなければならない」と規定されています。当該開発行為に関しましては、事業者が平成23年8月に第1回住民説明会を開催して以来、長期にわたる地元協議を続けてこられました。その間の協議内容については、事業者から逐一報告いただいております、引き続き地元に対し説明を続けることを条件に、25年1月に事前協議申出書を受理することとしたものです。そもそも地元同意書の添付は、都市計画法上定められているものではないことから、添付がないことを理由に開発許可申請を拒むことができるものではありません。

経緯書の運用に関しましては、いつから始まったのかは不明ですが、社会通念上過剰と思われる要求が繰り返される場合や口頭では同意するが書面の提出を拒まれる場合などに経緯書を提出いただき、法制度上問題がなければ事前協議を完了させている事例はあります。平成24年から平成26年の3年間、本町が受理した事前協議は11件あり、そのうち最終的に地元

の同意書の添付がないものは2件あります。

開発区域と宅地造成区域を合わせて3,000平米以上の一体開発とみなすべきとのご指摘につきまして、開発行為とは、建築物を建築する目的で行う土地の区画形質の変更を言うものであり、建築を目的としない造成工事を含めて一体の開発とみなすことはできないと、許可権限を持つ奈良県が判断しており、本町も同じ考えです。このことから、都市計画法上公園の設置義務が生じないことは平成24年12月議会における議員からの一般質問に対して答弁したとおりでございます。ただし、法的な拘束力はありませんが、事前協議の際に町から事業者へ指導事項として公園の設置も提示させていただいており、町が要望していないということはありません。

また、住民の意見を聞かずに手続を進めたことご指摘をいただいておりますが、本町はそのような認識をしておらず、住民の皆様と事業者両方に対して公平な立場で意見を聞き、一部の方のご意見だけで判断することなく、総合的な判断をさせていただきました。

以上です。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） それでは、マイナンバーについてご回答させていただきます。

まず、システムの改修経費でございますが、マイナンバー制度の導入に伴う業務システムの改修経費、平成26年度で1,278万6,000円、27年度で3,075万8,000円、合計4,286万4,000円となっております。

次に、システムでの対応の状況でございます。

本町におきましては、国が示すスケジュールのとおりシステムの改修整備は順調に対応し完了しております。また今回の、議員お話ありました年金情報漏えい事故の対策につきましても、国が示す基幹系システムの改修整備も既に完了しております。

次に、制度運用に対する町としての準備でございますが、10月5日からの運用に向けまして、これまでに7市町の基幹システム共同化プロジェクト会議、または庁内の事務担当者によるマイナンバー調整会議等により、制度導入に関して必要な作業とする事務内容等について連携を図るため、勉強会、または協議を重ねています。制度運用までに必要な作業であります番号利用事務等の確認、業務システムの改修、特定個人情報保護評価の実施、また、本議会に上程している個人情報保護条例の改正など遅滞なく進めてきている状況でございます。

セキュリティー対策についてでございますが、マイナンバー制度導入で心配されますのが、

先ほども答弁しましたように個人情報の漏えい、プライバシーの問題に対するセキュリティー対策だと思います。これにつきましては、一応制度面におきましては、法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集、保管は禁止されております。また、なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務づけられております。次に、法律に違反した場合の罰則は従来に比べてかなり強化をしているということになっております。

システム面に関してのセキュリティーにつきましては、個人情報は一元管理ではなく従来どおり各行政機関等が分散管理して保有することで、いわゆる芋づる式の情報漏えいを防ぐ形となっております。個人情報を保有する各機関では、個人情報のやりとりを勝手に行うことはできず、必ず情報提供のネットワークシステムを介してやりとりをするというルールになっており、この仕組みで違法な個人情報の提供を未然に防ぐことができるようになっております。また、行政機関での情報のやりとりは、マイナンバーを直接は使いません。システムに対するアクセス可能につきましては、可能な者を制限、管理し、通信する場合は暗号化しております。

また、平成29年1月からは情報提供等記録開示システム、いわゆるマイナポータルが稼働します。これによりまして、マイナンバーを含む自分の個人情報がいつ、誰が、なぜ提供したのか、不正、不適切な照会、提供が行われていないかをご自身で確認が可能というようなことになっております。

以上のような、安心または安全に対する仕組みがなされているというところでございます。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 住宅開発のところですけども、同意書の添付がされてない状態で受け付けているということは間違いありません。それと、経緯書でいいという経過ですけども、ほかの法律に基づいてではなく、河合町の指導要綱に沿ってどうかという形で町の業務は進めていかなければならないと思います。それについては、明らかに同意書でいいというふうにはなっていないと思いますので、そのあたりを明らかにしていただきたいと思います。

それと、同意書を得るというところがすごく大切だと思うんですけども、同意書を得るということで、住民との納得のいく話し合いを進めていくというのが同意書の条件だと思います。それが経緯書でよいということで進められた時点で、もう話し合いはしていかないというような姿勢が見受けられますが、その点はどうでしょうか。

それと、経緯書の中身なんですけれども、経緯書の中身で過剰な要求とかということで今

課長おっしゃられたかと思うんですけれども、中身について不正確さがあると思います。例えば勉強会の数にしても、3回とか書いていますけれども2回しかしていなかったとか、法外な要求をしているというふうに経緯書の中では書かれていますけれども、これは業者から出された経緯書、もちろんそうですけれども、その内容について、地域住民に対して確認はされなかったんですか。この内容は正しいのかどうかという確認です。そういった確認をなしにこの開発を進めるというのは、やはり地域住民との信頼関係が構築していけないというか、スムーズに運ばない、そのうちの一つの要因であるかと思います。

それと、同意書がなしで進められている2件というのはどこどこになるのか教えてください。

公園の設置なんですけれども、平成24年12月議会で公園の設置をしてほしいということで要望を上げたと思います。この時点では設置はできないということなんですけれども、今回、3丁目の開発工事なんですけれども、質問書の中にも書いていますけれども、開発事業と宅地造成工事と別々の申請ということで上がっています。あたかも別の開発かのような感じなんですけれども、これの中身なんですけど、申請者は同一の事業者であって、工期も同じということなんですけれども、この開発について、例えば埋め立ての工法とか造成後の水路とかの利用も一連のものということなんで、3,000平米以上の開発というふうにみなすべきではないでしょうか。この点についてもお答えください。

それと、マイナンバーについてですけれども、職員に対していろいろと法的にも安全を守るために手は打っているかと思いますが、あっ、ごめんなさい。まず経費的に言いますけれども、4,280万円のうち、国費と一般財源の割合はどれぐらいになるのかお聞きしたいと思います。

それと、この制度についてですが、人間がつくっている以上、年金の漏えいも含めまして、運用するに当たって100%安全であるということは言い切れないものだと思います。そういうことも踏まえて、セキュリティーの重要性というのがあるんですけれども、例えば職員に対して、勉強会というふうにおっしゃっていましたが、この勉強会はどういった形でされているのか、県でも市町村向けの勉強会等も開かれていたかと思うんですが、河合町からの参加はされているんでしょうか。また、されているとしたら何名ぐらいされているのか。

それと、町民に対してですけれども、なかなかマイナンバーってなじみにくいというものあって、広報等で説明というか、掲載されていましたが、そういった文面だけではなかなかわかりにくいんですけれども、町民に対してはどのように周知徹底して、例えば、な

かなかわかりづらい高齢者の方とかも含めまして、どのように徹底していったらいい、その人たちのプライバシーを守っていくのか、そういう点についてもお聞かせください。

○まちづくり推進課長（中山雅至） はい。

○議長（疋田俊文） 中山課長。

○まちづくり推進課長（中山雅至） 同意書の添付がしていたかどうかについてですねんけれども、開発行為の本申請には同意書の添付はありません。そして、開発行為の本申請にはありませんねんけれども、開発行為に関連する法定外公共物のつけかえ申請には地元の同意書が添付されております。

次に、河合町の要綱に沿って進めるべきではないかということですねんけれども、同意書を求める理由としては、町は住民の皆さんに一番近い行政機関の立場であることを踏まえて、開発事業者と付近住民とのトラブルを避けることはもとより、開発完了後に当該地に移住されることとなる住民の方のことも考えて、円満に事業が遂行されることを目的として同意書の提出を求めています。地元の同意書を提出していただくことは、都市計画上は先ほど答弁したような位置づけであることから、事前協議を受領する際には、いつごろ地元同意書を提出するのか、また、地元への説明内容を聴取した上で、同意書なしでも経緯書で受け付けております。

そして、同意書2件はどこかという質問ですねんけれども、2件のうち1件は今のこの議員がおっしゃっている池部3丁目の開発です。もう1件は、西大和地内の都市区画整理事業をされたところの開発の面積の変更のための開発です。

次に、公園の設置の関係で、別申請の中身を3,000以上とみなすべきではないかということですねんけれども、先ほど回答させていただいたとおり、奈良県のほうもこれは3,000平米以上ではないと、そういうふうに判断しており、うちも同じ考えでございます。

以上です。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村次長。

○総務部次長（木村光弘） システムの経費の内訳でございます。

まず、平成26年度1,278万6,000円、そのうち補助が994万7,000円、一般財源が283万9,000円となっております。27年度、3,075万8,000円に対しまして補助が2,177万3,000円、一般財源が898万5,000円となっております。

次に、職員に対する制度についての研修、勉強会でございますが、最新の個人番号制度に

係る情報や特定個人情報保護に関する一般知識の取得及び意識レベルの向上を図るため、県主催のマイナンバー制度市町村職員研修、または、地方公共団体情報システム機構主催の、これはインターネットを利用したものですが、そのeラーニング個人番号制度研修を受講させております。また、職員としまして、情報セキュリティ対策のレベルアップは重要課題と捉えておりますので、関連する情報があればいち早くメールにおいて全職員に対して提供、また精読させるようなことで意識の向上を目指しております。

そこで、県の主催の研修を何人受けたかということでございますが、一応担当者ということで、25名程度ほど受けております。

それと、町民への周知につきましては、マイナンバー制度につきましては、たしか4月と8月に広報等に一応載せさせております。また、ホームページにつきましては、一応一番最初の表紙にマイナンバー制度というバナーがありますので、そこをクリックしていただくと情報が得られるというような形で、ホームページのほうにも載せさせていただいております。

ただあと、高齢者等への周知とかに関しましては、先ほどありました担当者レベルの今調整会議等を行っておりますので、そこでそういう高齢者の担当している者とかもいらっしゃいますので、その点でどのような方法がいいとかいうのを、ちょっと早急に検討に入りますして、周知のほうしていきたいなと思っております。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 先ほどの同意書の件ですけれども、例えば都市計画法に伴って事前協議に関する各課に対する処置について出されたところに、同意が得られない場合は経緯書を添付するというふうにきっちり書かれているんですけれども、これはどこで決まったんですかということなんです。担当課が勝手に書くということはありませんと思うんですけれども、このところを明らかにしてもらいたいのと、業者から出している経緯書の中に同意が得られたとありますので、その事前協議書の提出のところに後からでもその同意書は添付すべきではなかったんですか。それと、その経緯書の中に法外な要求というふうに書かれていたと思うんですけれども、その法外な要求というのはどういった要求なんでしょうか。

それと、公園の設置なんですけれども、開発指導要綱の中の7条のところに、7条の2なんですけれども、事業者は開発区域外であっても開発事業と密接な関係があると町長が認めて指示した場合は、その事前の定める事項によって施行しなければならないというふうに書いています。この工期も同じで、事業者も同じ、水路も同じ水路を使ってやっていく、この

工事は町としては密接な関係にあるというふうに思っているのか思っていないのか、お聞きします。

○議長（疋田俊文） 中山課長。

○まちづくり推進課長（中山雅至） 今、議員のご質問ですねんけれども、「事業者の経緯書によれば最終的に地元の同意を得たとありますが」と書いてますねんけれども、うちのほうに出された業者からの提出のあった経緯書には、地元の同意を得たという記載はありません。ほんで今回の開発行為に関して、法定外のつけかえ申請には地元、附帯地の同意書が添付されており、水路のかけかえを同意していただいたということは、開発も同意していただいたと確認させていただいております。

それと、経緯書の中の法外な要求と言われましてんけれども、これは事業者から報告を受けておりますが、内容についてはちょっと承知していますが、個人の方の発言の内容であるため、この場では内容を明らかにすることはできません。

それから、経緯書の提出を求める意図は、あくまでも同意を得られない理由を明らかにするためであって、同意書にかわる書類として経緯書の提出を求めて、その提出があったことだけをもって事前協議の手続を完了したものではありません。町が県に副申する際に判断したポイントは、今回は隣接する全ての土地の境界が確定し、開発区域が確定したこと、あと、法定外のつけかえに関しての地元の同意を得たということからです。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 同意書にかわるものではないというふうにおっしゃいましたけれども、同意書を得られない場合は経緯書を添付することというの、これはどういう意味ですか。

それと、同意書が後で得られているということはなかったということなんですけれども、そうなりますと、この業者が出している同意書というのは何なんですか。間違いだらけですね。こういう経緯書で受け付けたということですか。

○議長（疋田俊文） 中山課長。

○まちづくり推進課長（中山雅至） うちの課のほうに提出していただいている同意書は、開発の中の法定外公共物の水路に対してのつけかえに対しての地元の同意書です。そして、経緯書でしているというのは、地元の経緯書で提出を求めているという意図は、あくまでも同意書を得られない理由を明らかにするためであって、同意書にかわる書類として経緯書を求めて、その提出で経緯書の中を精査させていただいております。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 今言っているのは水利との関係のことじゃなくて、近隣住民との同意の話をしているのであって、それと、法外な要求については明らかにできないということですが、そういったことについて、この経緯書に書かれている地域住民の方の名誉が傷ついたというふうにとめられているんですけども、この同意書について、どうして住民の方に確認をしなかったんですか。この内容で正しいかどうかということ。

○まちづくり推進課長（中山雅至） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山課長。

○まちづくり推進課長（中山雅至） さっきの同意書の件ですねんけれども、水路のところは一応同意書がついていますねんけれども、地元の水利組合さんと地元の総代さんの同意書ももらっております。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） この経緯書については確認はされていないということですか、住民の方に。もし確認をされていないんだったら、住民の方の意見よりも業者の意見を優先させたというふうに理解するんですが、どうでしょうか。

○まちづくり推進部長（竹田裕昭） 議長。

○議長（疋田俊文） 竹田部長。

○まちづくり推進部長（竹田裕昭） 経緯書の確認ですけれども、経緯書が業者の方から提出された。それと、役場と当然その近隣の住民の方、これともお話し合いは当然していると思います。当然、その辺の部分を判断いたしまして、経緯書が間違いがないということで受理しております。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 部長のお話では間違いがないということですが、実際には間違いがあるわけです。ここで住民の方に確認をしていただいていたら、地域住民の方との信頼関係も構築できて工事もスムーズにいったのではないかとこのように思うんですが、それと、公園の設置についての親密な関係という点についてはどういうふうに理解されていますか。

○まちづくり推進課長（中山雅至） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中山課長。

○まちづくり推進課長（中山雅至） 開発区域の開発の面積ですけれども、開発の行為というのは建築物を建築する目的で土地の区画形質を行うということと、あと、宅造というのは、開発区域に隣接する土地の境界部分において、開発区域の仕上げを安全かつ合理的に行うために、のり面処理とか切り土とかの処理を施す程度の、する区域やと思われまして、今回その宅造区域では3,000平米を超えていますけれども、開発区域は、そやからその宅造区域の分を除いて3,000平米を切っているということです。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） この指導要綱の中には、7条のところでは3,000平米を超えなくても、親密な関係があるとなればということなんですけれども、この今の一連の工事は親密な関係であるのかどうかを聞いているんです。

○議長（疋田俊文） 中山課長。

○まちづくり推進課長（中山雅至） 親密な関係と言われますけれども、議員がおっしゃっているとおり開発行為の中の一連の工事とは言えるんですが、県の判断として、このやつは3,000平米以下ということで判断しており、公園の設置義務はないと判断しております。町は、それで、法上設置義務は生じませんけれども、うちの事前協議の回答書で公園を設置してくださいという要望をしておりますということです。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 町としては、一連の工事であって親密な関係であるということを確認しているということですね。業者のほうにも公園の設置を要望しているということですね。これ要望ではなくて町長が認めて指示した場合はつくるということなんですけれども、ここで町長の姿勢が問われるんですけれども、この点については町長はどうお思いですか。

○まちづくり推進部長（竹田裕昭） 議長。

○議長（疋田俊文） 竹田部長。

○まちづくり推進部長（竹田裕昭） 公園の設置、その判断は奈良県が行うものでありまして、町はできません。行政指導を行えますけれども、行政指導に従わなくても、当然それで制裁等加えられないというふうに判断いたします。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） この河合町における宅地開発の指導要綱の中身はそしたら何だったのかということになりますけれども、それではこの、この要綱の一番上に書かれています、業者に対して適正な指導を行うことによって、良好な生活環境と円滑な都市機能の実現を図るということを目的にするというふうに書かれています。それと、後からまた3,000平米以下で開発して残りの部分を何年か後に住宅を建てるということになると、例えば、安全な空間というか、防災面も含めまして、安全が確保できないような空間になってしまうのではないかという懸念があります。そういった点で、これは町の要綱ですので町の要綱に基づいてどうかという、県は県でその許可は出していかれると思いますけれども。

○まちづくり推進部長（竹田裕昭） 議長。

○議長（疋田俊文） 竹田部長。

○まちづくり推進部長（竹田裕昭） あくまでも開発指導要綱につきましては、町の行政指導の手續を記載したものというふうに考えております。いうことで、当然、県のほうの公園の設置につきましては、県が判断して行われたということでございます。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 良好な環境を提供するという意味で、県の許可は許可でいいんです。どう許可していただくか。河合町として、住民に対してそういった住宅環境を提供するのかどうかという点で、その立場に立って開発をしていくのかどうかという点はどうですか。

○まちづくり推進部長（竹田裕昭） 議長。

○議長（疋田俊文） 竹田部長。

○まちづくり推進部長（竹田裕昭） 開発指導要綱、これにつきましては、いろいろまちづくりの手段を書いているものでありまして、当然、まちづくり、それは、そこに居住される住民さん、それとまた、事業を行う事業者、そして行政、それぞれが協力して信頼関係、それを築きながらやっていくものというふうに以前からも今後もやっていきたいというふうに考えております。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員、もう1分間でまとめてください。

○4番（馬場千恵子） はい。

同意書のないところでの開発が2件あったということで、1件は区画の整理ということなんですけれども、もう1件の今回の開発については、同意書なしで進めているというのは、

この開発だけ特別扱いをしているのかどうかという点でお聞きしたいと思います。

○まちづくり推進部長（竹田裕昭） 議長。

○議長（疋田俊文） 竹田部長。

○まちづくり推進部長（竹田裕昭） 当然、先ほどから、同意書が得られない、同意書が得られなくて県のほうに申請ができないというふうな、都市計画法上はその添付というのは定められておりません。ということで、当然それは定められておりませんので、町自体がそれを、同意書がないということで拒んですれば業者のほうから訴えられる可能性もございますので、それは特別な扱いということではございません。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） こういった、河合町における開発についてですけれども、業者の立場とかじゃなくて、やっぱりそこに住む住民の立場、周辺住民の立場について進めていってもらいたいと思います。

開発要綱ですけれども、こういった要綱をやっぴりちゃんと守っていただいて、良好な生活環境と円滑な都市機能の実現を目指していただくということで進めてもらわないと、今後、いろんなところで開発も進んでいくかと思っておりますので、その点をきっちりしていただきたいと思っております。

○議長（疋田俊文） 馬場議員、時間です。

○4番（馬場千恵子） はい。

○町長（岡井康徳） はい。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（岡井康徳） いろいろとお聞かせをいただきまして、ありがとうございます。

開発要綱、非常に弱い立場でございまして、この話も私は聞いております。当然聞いております。住民の立場に立って、公園の設置の要望も私の口からさせていただきました。しかし、県等々の関連の中で、これでいけるんだというご指摘をいただいて、町長の立場って非常に弱いなと自分でも思ったことはございました。これから、その要綱等々も見直しをしながら進めていく必要があるんだろうというふうに認識をしておりますので、これからまた皆さん方のご指導よろしくお願い申し上げます。

○議長（疋田俊文） これにて、馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。5分間、45分から再開します。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時46分

○議長（疋田俊文） 再開します。

---

◇ 森 尾 和 正

○議長（疋田俊文） 3番目に、森尾和正議員、登壇の上、質問願います。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

（7番 森尾和正 登壇）

○7番（森尾和正） 議席ナンバー7番、森尾和正が通告書に基づいて質問いたします。

6つの質問をいたします。

1番、河合町の財政状況について。

住民は財政に一番関心を持っています。今も西村議員の質問にありましたように、町の借金は約131億円です。この前、ある人に言われましたけれども、森尾さん、河合町にこんな借金多いのにずっと住むんですかと言いました。それだけやっぱり財政には関心を持っています。将来負担比率、県の平成25年度の市町村の財政状況によると、河合町は将来負担比率が39県内市町村で一番最悪の39番目です。先ほどの西村議員の答弁でもありましたけれども、1,741全国市町村の中では下から5番目です。1,737位。この数値を見てびっくりしました。これでは住民が将来に不安を持ちます。若い世代にツケを回すことになります。

民間機関の出した河合町の将来人口によると、2040年には1万5,114人、また別の調査によると1万114人となる数値が出ています。これだけ少ない人口では、借金は返済できません。町を再生して、人口を減らさない計画は立てていますか。町は将来の財政のビジョンを住民に対して詳しく説明する責任があります。元気で夢の持てる答弁をお願いいたします。そうでなかったら、住民は河合町を脱出します。

2番、認定こども園について。

町は河合幼稚園と西穴闇保育所を閉鎖して、新しい場所に認定こども園を設立する計画を立てています。それには莫大なお金が必要です。この財政が厳しい中でなぜ事業を進めるのか、その目的を教えてください。働くお母さんが増えているなら、保育所を充実してはどうか。河合幼稚園は40年の歴史があり、送り迎えによりお母さん同士の交流が生まれています。また、園児のマラソン大会には、近所の地域の住民が園児を応援にいっぱい出てきてくれます。町の再生に取り組んでいる河合町として、この大事なきずなと地域との交流を切ってしまうんですか。そうなれば、ニュータウンは寂れます。地域の交流を大切にすべきだと思います。

また、多額の建設費用はどこから捻出の予定ですか。借金で賄う予定ですか。どうしても認定こども園が必要なら、西穴闇保育所か河合幼稚園を認定こども園にして、働くお母さんを応援してはどうですか。

3番目、特定規模電気事業者の電力の切りかえについて。

全国の自治体で経費削減のために、電力の購入先を大手電力業者から特定規模電気事業者に切りかえる動きが広まっています。近隣では川西町が、主要公共施設の電力を10月から特定規模電気事業者のエネサーブから受給する方針を固めました。同町によると、今年11月から翌年の9月30日までの1年間で、昨年度と同等の電力使用量だと関西電力の値上げ後の料金と比較して、年間約1,000万の経費の削減が見込まれます。また、万一、同社の発電所がストップした場合でも、関西電力から電力が供給されるため、リスクもないとされています。県内の市町村でも実施しているところがあり、効果も出ています。カットできた経費は住民サービスに還元できます。町としてはそれをどのように考えておられますか。

4番、小規模多機能型居宅介護について。

介護は必要になっても自宅で暮らし続けたい、そんな願いに応える介護サービスに小規模多機能型居宅介護があります。利用者が通って日中を過ごしたり、ヘルパーさんが自宅に訪れたりするほか、泊まることもできる地域の総合拠点です。小規模多機能は本人の体調や介護する家族の状況に応じ、通い、泊まり、訪問のサービスを1つに事業所がまとめて提供します。住みなれた地域での暮らしを支える仕組みとして、2006年に創設された介護保険サービスの一つです。定員29人以下で、利用料は要介護度に応じた1カ月ごとの定額制、食事などの実費分を除き、訪問や通いの利用が増えても費用が含まれないのも特徴です。地域全体で支え合おうという時代に市町村の約4割が導入していません。河合町の現状と考えをお答えください。

5番、県と市町村の連携協定によるまちづくりについて。

県と市町村が連携協定を交わし、一体となって地域のまちづくりを進める取り組みが広がりを見せています。市町村の自主性を前提にプロジェクトと構想がまちづくりの基本、39の市町村で協定すると県の知事が呼びかけ、7つの市と協定を締結しました。県によると御所や高取など幾つかの市町村では協議が進んでいます。県内最小の自治体、三宅町は、文化財などを生かした地域活性化に積極的に取り組んでいこうという考えを示しています。町の考えと現在の状況を教えてください。

6番、小中学校の児童の安全について。

児童が被害に遭う事件が多発しています。寝屋川の事件で改めて浮き彫りになったのは、便利なスマートフォンや無料通話アプリLINEも使い方を誤ると大変危険だと思います。防犯カメラに映った2人は自然体で、周囲も警戒せず、怖さを感じていないように見えます。深夜や早朝は、かつて中学生なら怖くて出歩けなかった時間帯です。今はLINEで親や友達とつながることで安心し、怖さを忘れてしまっています。しかし、実際には命を落とす結果になりました。怖くないというのは錯覚なのです。今は塾通いなどで夜に子供が外出する機会が増えています。スマホに頼る余り、コミュニケーションの原点が吹き飛んでいます。実際、スマホ依存の家庭では親子関係がうまくいかず、子供の深夜の出歩きにつながっているケースも少なくありません。

米国には母親が子供を守るために考えたスマホの使用契約書18の約束というのがあり、少し前に話題になりました。親の意識を変えていくとともに、注意喚起できる立場のある学校が積極的に関与することも重要だと思います。保護者会を開いたり、夜であっても必要な家庭を訪問したりして、子供の命を守るために動いてほしいと思いますが、河合町の考えをお聞かせください。

あと、質問があれば、自席にて質問させていただきます。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうからは、1つ目の河合町の財政状況についての説明をさせていただきます。

まず、将来負担比率につきましては、議員がおっしゃるように、25年度、河合町の比率は254.5%で、高い比率となっております。しかし、本町の将来負担比率を引き上げている主な要因であります地方債残高につきましては、26年度末で131億4,599万1,000円、対前年度

3億1,696万6,000円減少しております。今後も毎年の償還金を着実に返済することにより、毎年度、地方債残高が減少することが見込まれており、将来負担比率についても徐々に改善していくと予想しております。また、人口減少問題につきましては、本町の最重要課題であることから、現在、策定を進めております地方版総合戦略により、人口減少、少子高齢化対策や、また地域の活性化等についても取り組んでまいります。

以上でございます。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 認定こども園、佐藤室長。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） 私のほうからは、2つ目の認定こども園についてお答えさせていただきます。

幼保連携型認定こども園は、保護者の就労の有無で入園する施設を分けることなく、同一施設で対応できるため、保護者や乳幼児にとっては教育・保育環境が変わることなく、0歳から5歳までの全ての乳幼児が利用可能であり、また、子供が通園していなくても、気軽に育児相談などの子育て支援を受けることができる施設であります。

河合幼稚園、広瀬台保育所、西穴闇保育所の3施設については、建築年度が昭和50年前後で既に40年以上経過しており、3施設とも老朽化のため建てかえが必要となります。認定こども園を整備するには、奈良県の認可基準に必要な面積の基準適合審査があり、既存の幼稚園、保育所の敷地面積では対応することはできません。既存施設の有効活用は確かに重要なことと認識していますが、認定こども園に関しては、既存施設で対応するとなると敷地面積から2カ所の施設利用が必要となるため、建てかえや改修工事費、人件費など、長期で考えるとより経費がかかることが予想されます。

事業実施年度はかなりの事業費がかかることが予想されますが、普通交付税措置の有利な地方債を充当し、閉鎖後の施設については、基本的に売却を原則として考えていますが、今後の社会情勢に合った対応をしたいと考えております。現在、計画を予定している候補地は、馬見丘陵公園に続く緑道、また緑道を挟んで世代間、地域間交流の場でもある総合福祉会館、豆山の郷が配置されており、閑静で自然豊かな場所であり、園児にとっては周辺環境への影響もなく、安全性確保の観点からもこのようなすぐれた環境の中において、町立幼稚園と町立保育所が合併した幼保連携型認定こども園を提供することが望ましいと考えています。

以上です。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） 私のほうからは、特定規模電気事業者の電力の切りかえについてのご質問にお答えしたいと思います。

東日本大震災以降、電力が不足し、この特定規模電気事業者である新電力会社がクローズアップされ、高圧50キロワット以上の電力契約ならば、新電力会社と自由に契約できることとなっております。新電力からの電力供給のメリットは、電力の利用形態によってコスト削減となる点でございます。特に1日のうち、月のうち、あるいは年間で電力利用のピーク差が大きいほどより大きなコスト削減が可能だということを聞いております。このようなことから、一般電気事業者、いわゆるここらでは関西電力ですが、からの電気の供給を受けるのではなく、電力調達入札の実施により、料金の安い特定規模電気事業者から供給を受ける自治体が増えております。県内においても大和郡山市、橿原市、生駒市、桜井市、香芝市、川西町などの団体が、新電力会社から供給を受けておられる状況でございます。

本町におきましても、コストの削減効果があるのか、保有する各施設の電力使用状況や事業所の供給能力などの調査を行い、検討した上で、一般電気事業者を含めた入札による電力調達を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福祉部、辰己課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 私のほうからは、小規模多機能型居宅介護についてお答えさせていただきます。

小規模多機能型居宅介護とは通いを中心にし、ご利用者の状態等に応じまして、訪問や宿泊サービスを柔軟に組み合わせて利用できるサービスでございます。また、利用される方にとっては、住みなれた地域でなじみのスタッフ等から在宅で生活をサポートしてもらうことができるサービスとなっております。また、河合町としましても、このサービスは必要なサービスと考えておまして、第6期の介護保険事業計画の中でも必要と考えておりますので、事業所の誘致を行っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 澤井企画部長。

○企画部長（澤井昭仁） 私のほうからは、県と市町村の連携協定によるまちづくりについて答弁させていただきます。

奈良県では平成20年より合併という形態ではなく、奈良県独自の連携のあり方を県と市町村とともに考えて、効率的で持続可能な行政を実行していくとし、県全体でいわゆる奈良モデルを推進しているところがございます。町もこれまで奈良モデルの中では例えば橋梁の長寿命化について県と連携して実施、税の徴収強化、滞納整理あるいは基幹業務のクラウド化を代表とする情報システムの共同化など、県と連携しているところがございます。

ご質問の県との連携によるまちづくりについては、今述べた奈良モデルの発想をもとにして、市町村のまちづくりの方針が県の方針と合致するプロジェクトについて、県と市町村で連携協定を締結し、共同でプロジェクトを実施していこうというものでございます。具体的には、県管理施設の改修や県有地の活用など、県事業と市町村のまちづくりを一体的に検討し、効率的にまちづくりを行おうというものでございます。現在、8つの市と1つの町で締結されております。町では、従来から町長のほか、町職員が県幹部職員と独自に人間関係を築き、さまざまな交流や意見交換、議論や模索を行っているところがございます。これも大きな県との連携の一つというふうに考えております。これらの議論や模索の中で、まちづくりに関する連携協定を視野に入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育課長。

○教育総務課長（杉本正範） 6つ目の小中学校の児童の安全についてということについて、答弁させていただきます。

ベネッセの調べでは、携帯電話の所有率は小学生で30.6%、中学生で47.8%、高校生で92.3%となっております。性別に見ると、女子のほうが男子より所有率が高まる時期が早く、また、年齢が上がるにつれてスマートフォンの割合が高くなり、中学生で半数、高校生ではおよそ8割がスマートフォンを持っているという現状でございます。近年、急速に普及している携帯電話やスマートフォンは、緊急時の連絡やインターネットを使って調べ物ができるなど、大変便利な道具である反面、議員がおっしゃったように、その使い方を誤ると有害な情報に接したり、犯罪やトラブルに巻き込まれたりする弊害もあわせ持っております。教育委員会としましても、児童・生徒が学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止としております。

また、学校外での携帯電話の使用に関して、児童・生徒への家庭には、学校を通じて携帯電話の危険性や有害サイトに接続できなくするフィルタリング機能などについて啓発を行っているところであり、児童・生徒に対してはあらゆる教育課程で関係機関との指導のもと、

他人への影響を考慮して使用することや、有害情報の対応などについて指導するとともに、いじめの要因にならないように、正しい使用について説明しているところでございます。

加えまして、昨年5月のPTA総会では、「親子でうまく情報社会とつき合うには」をテーマに講演が行われました。一定のリスクがあることを前提にうまく活用していくことが必要であり、具体的な内容を交え、興味深くわかりやすく注意喚起はもとより、さまざまな情報提供がございました。いずれにいたしましても、携帯電話が日常生活を営む上での必須アイテムであることは周知の事実でありますので、今後とも小中学生の携帯電話の使用については、学校、保護者と連携し、ルールやマナーの遵守を含め、適切な指導に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 今、質問しましたように、1番、財政。

何遍も言いますが、住民は財政に一番関心を持っています。僕の調べたところによると、10年前の地方債は約149億ほどです。2年前の24年度、約8年間、149億が108億と40億ほど減っています。これ順調にいつているな、河合町の財政いいな。ところが、2年前に土地開発公社の約28億ですか、それが増えたんで、今は残高が増えています。ところが、それは国の助けで30年返済でいけるから、毎年の返済でめどが立っています。全体を見れば、財政健全化に取り組んで順調にいつています。しかし、住民はこの131億という数字を見たらびっくりします。一番怖いのは、先ほども言いましたけれども、将来、人口が減ることです。今の返済計画はうまいこといつていますけれども、人口が減れば崩れます。どのぐらいの人口であれば計画どおりにいきますか、お答えください。

2番目、認定こども園。

今の施設は老朽化しています。いろんな面を考えて、場所の今おっしゃったところはいいいと思います、それは行政の考え方です。認定こども園にした場合、保育所に今行っている人がほぼ新しい認定こども園に行くと思いますけれども、ニュータウンにある河合町の園児はそっちへ行くかどうかはわかりません。人口減で子供は少なくなっています。やっぱりこの事業にはリスクがあると思いますけれども、できてみてがらという事も想定されます。それについてちょっとお答えください。

それと3番、電気のことですけれども、これは、事業は前向きに取り組んでいくとおっし

やいました。それで、もしカットできた場合、お金は住民サービスに還元しようと思いませんか。

4番、小規模多機能型居宅介護のことですけれども、この事業は近隣の市町村では行っていますか。教えてください。

5番目、県との市町村の連携協定のまちづくり、今は県の発信に従って一緒にしていくと答弁されましたが、河合町には古墳群などの文化財がいっぱいあります。三宅町では古墳群を町を代表する文化財として整備を視野に入れて、まちおこしにも活用して取り上げていくという計画を進めています。そういう古墳群の文化財を拠点として、近隣の市町村と県と連携して進めようとは思いませんか。

それと6番目、小中学校の児童の安全。

子供の深夜の出歩きは、夏休みの8月が多いと思っていましたけれども、調べると9月、10月が一番子供の深夜の出歩きが多いという統計が出ています。そういう点も踏まえてどう考えておられますか、お答えください。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） ご質問いただきました公債費が高いということで、その部分について、人口が減少する中いけるのかという質問だと思うんですが、それについてお答えさせていただきます。

確かにおっしゃるように、26年度末で131億4,591万1,000円ということで、高い額ということにはなっております。ただ、これまでも公債費の平準化ということで、例えば平成18年度、償還額の平準化を図る、また22年から24年度、公的資金補償金免除繰上償還ということで、公債費の圧縮を図ったと。さらには26年度、県の健全化支援事業によりまして、年利3%以上の部分の無利子の借りかえという形で、圧縮を図っております。今後もこのような制度を活用しまして、公債費の圧縮に努めてまいりたいと思っております。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 認定こども園につきまして、議員の考え方としまして、西大和ニュータウンの利用がないのではないかと、また、がらがらになるのではないかとというのは、これは議員さんのお考えでございまして、私どもとしましては、住民の皆様のアンケート結果の中で要望がございましたので、それを踏まえて認定こども園を計画しているところでござ

います。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） 特定規模電気事業者にかえた場合に、効果による削減があった場合、住民サービスに還元できるのかというご質問でございますが、当然、効果による削減があれば、何のサービスとかそういう事業等は特定はできませんが、一般財源がその分電気代として減るわけですから、それにかかわる分については、今、町がやっておる事業に対してそちらのほうへ使うというようなこととなりますので、大まかなことから言えば、当然サービスも還元になっているということでないかとは思いますが。

○企画部長（澤井昭仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 澤井部長。

○企画部長（澤井昭仁） 私からは、県の発信に従ってというような従属的な関係でという答弁は、申しわけありません、したつもりではないです。あくまでもフィフティ・フィフティの関係で県とこれまでも連携してきましたし、これからも連携していくという意味でございます。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育課長。

○教育総務課長（杉本正範） 8月の出歩きよりも9月の夜の出歩きのほうが多い。その場合どうするかということなんですけれども、何月にかかわらず学校と連携いたしまして、児童に適切な指導を行っていきたくと考えております。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 1番の財政ですけれども、今年度の地方債は約7億円で例年より多いですが、それについて説明してください。

それと、2番目の認定こども園。

環境のいいところで、そういうのは理想と思いますが、アンケートによってそういうことも踏まえてとおっしゃいました。ところが、やっぱり町の再生というのは、町なかはやっぱりニュータウンです。ニュータウンに幼稚園はありますが、やっぱりそっちへ行ってしまうとニュータウンは寂れるような気がします。町の再生、発展にはならないと思います。

ある市町村のことを調べましたけれども、そのまちも寂れて商店街はシャッター閉まっ

ています。ところが、そこの市の施設を市の中心部へばつと持って行って、そうすると人が自然と来るようになり、2年間でシャッターの店もあくようになり、新しい事業者も来るようになり、既存のところは2割売り上げが増えた。人はやっぱり集まる中心部にも施設を持っていったらいいんだな、それで効果が出ています。山の上では環境はいいんかしれませんが、やっぱり都会から河合町へ来ようかと思う人は、ニュータウンを見ます、学校がある、幼稚園がある、病院ある。その面では、町の再生には逆行しているように思いますがどう思いますか。

今、6番目の子供の安全ですけれども、ちょっとはっきりわかりにくかったんですけども、もうちょっと教育委員会が頑張っているところを具体的に教えてください。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうから平成26年度の地方債の発行額が高いということで、それについてお答えさせていただきます。

まず、平成25年度は三セク債があったということで、それ以外、過去10年ということで見られているのかなというふうに思うんですが、そういうことでお答えさせていただきます。

地方債の発行額につきましては、毎年、事業内容、規模とか、あとそれによって借り入れる額とかいうのが異なってきます。26年度の高くなったという理由なんですけれども、25年度から繰り越しておりました学校の整備、耐震化ということなんですけれども、その部分につきまして5,850万ほど上がっております。また、先ほど申しました奈良県の財政健全化支援事業ということで、借りかえを行っております。その分についても、1億510万円という部分で地方債が上がっております。そのようなことで、前年よりは別として以前に比べて高くなったということになっております。

以上でございます。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 今、議員の質問の中で、西大和ニュータウンが寂れておるんじゃないかというご意見がございますけれども、河合町におきましては、西大和ニュータウンだけではございません。ほかの地域もございます。そういう意味でいいますと、今現在、計画を予定しております候補地につきましては、河合町の中心部でございます。そういう面で、こ

の場所に建設を計画していきたいなというふうに今考えているところでございます。

○議長（疋田俊文） 井筒教育部長。

○教育部長（井筒 匠） もう少し詳しくということでございます。

まず、課長が申しあげましたように、いわゆるLINE、SMSというんですか、私も余り詳しくないんですが、要するにインターネットを介して情報を得る、こういうことが非常に便利だということ、反対に森尾さんおっしゃるようにリスクがかなりあると。

ご質問の中でも触れられたんですけれども、アメリカの親子が13歳の子供にスマホを持たせるときに、一定の約束事をしたと。その中には、長期利用をしてはだめだとか、これはいろんなリスクがありますよということをお子さんに聞かせて持たせたと。この内容についても、学校は教材として子供であったり親御さんに情報としては提供しています。教育委員会としても、さっき言いましたPTAの総会の後に、否定はできませんから、上手に使うためにどうしたらいいかということで、研修をPTA向けにさせていただきました。それ以降も幼稚園も含め、そういう研修というか、話をさせていただく。当然、学校もそうです。プリントを配るといふこともしてきました。

そんな中で、森尾さんおっしゃったように、寝屋川の事件、夜に徘徊をしてしまう。ご質問の中でも言われたように、親子の関係がうまくいかない。この辺については、当然スマホの長期利用というのか、そういうことも要因の一つかも知れません。さっき申しあげたように、私どもの認識ですと、我々のときは子供が外へ深夜に出るといふことは、一定の注意もしてきたし、子供もそういうことをしてきたかのように思います。

ただ、データとしてお子さんに限らないと思いますけれども、そういう深夜に徘徊をするということが一般化している。一般化しているという言い方はちょっと語弊ありますけれども、どこにもいるような状況。そんなときに、やっぱり親との関係ということ、親御さんとの関係、当然、学校もサポートしないといけません。河合町の取り組みでいいますと、やっぱりそういう問題行動があれば、当然、親御さんとも話もしますし、学校へ来ていただく、あるいは家庭訪問というようなことで、そういう問題を解決、何とかできるような形の取り組みはしています。

ただ、そういう事案が増えていて、犯罪につながるんだということは、私ども認識していますし、引き続きそういういわゆるインターネットにかかわる分の注意喚起もしていきますし、今のような取り組みもしていったら、親御さんがやっぱり主体的にそういうことを考えていただけるような形になればいいのかなと。私自身はそういうふうに思っています。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 今、1番の財政で説明ありましたがけれども、そのときの借りかえとか事業の内容によって変動があるとおっしゃいましたけれども、その次、26年度が7億円のがありましたけれども、地方債は。例年より多いと言いましたけれども、ほんなら次の年は下がりますか。ちょっとそれもお答えください。

それと、認定こども園。それはニュータウンだけが河合町ではない、そうおっしゃいました。そやけれども、やっぱり外からいろんな人を呼び込むというのは、ニュータウンが顔とします。

それと、5番目の県との連携ですけれども、僕は文化財、古墳群を生かした河合町の発信が大事と思います。

1つ僕の提案をします。県の馬見丘陵公園を生かし、池部駅前再開発は町が進めていた構想です。池部駅前、ロータリーを開発し、池部駅を拠点として、そして人に河合町にそこを拠点にして来てもらって、セミナーハウスのところを人のおもてなしの場とし、河合町だけでなく近隣の古墳群も視野に入れて、古墳群の歴史ツアーなどイベントなどを計画してまちを発信し、活性化してはどうかと思いますがどう思いますか。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 27年度との比較はどうかということで、ご質問をいただきました。

その分につきましては、27年度、今の決算見込みということになりますけれども、5億6,600万円ということで、約1億4,400万円減少しております。

以上です。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 確かに西大和ニュータウン、この場所につきましては、大阪のベッドタウンということで発展してきた地域であるということは認識をしております。ただし、私たち行政としましては、河合町1万8,500人の方全体のことを考えて、行政を進めていくというのが大前提でございますので、その辺はご理解願いたいというふうに思います。

○企画部長（澤井昭仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 澤井部長。

○企画部長（澤井昭仁） まず、森尾議員がおっしゃっている連携というのは、県有施設を活用し、町と一体的にまちづくりを整備しようというところでございます。森尾議員がおっしゃった県立馬見丘陵公園は、まさに県の施設でございます。私が申し上げているのは、まちづくりの連携協定だけが連携協定じゃないと。町はこれまでもいろいろと県と協定をしていました。連携協定をしていないからおくれているということではなくて、まちづくりの連携協定も一つの手法というふうな位置づけでご理解いただければいいと思います。

1つ例を挙げさせてもらいますと、馬見丘陵公園については、町長が以前から四季折々の花をという、そういう要望をされてきました。それに呼応するように、当初はフラワーフェスタだけでしたけれども、今はチューリップフェア、ショウブ、ヒマワリ、あと冬のイベントができれば、これで春夏秋冬のイベントが完成するという形で、一つの例ですけれども、県と連携して馬見丘陵公園のレベルアップを図っていただくという形をとっております。そういう形も一つの連携だという理解をしていただきたいというふうに思います。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員、あと1分でまとめてください。

○7番（森尾和正） はい、わかりました。

一応、財政は住民が関心を持っていますので、人口のことはそのときそのときでやったらいいと思いますので、河合町は財政健全化は予定どおり進んでいるということで、力強い答弁をもう一回お願いいたします。

それと、県との連携です。町は古墳群の文化財に興味を持っていますか。そのことについてお答えください。

○議長（疋田俊文） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） ご質問についてお答えさせていただきます。

17年度から健全化、実施してまいりまして、それなりの成果を上げてまいりました。今後におきましても、議員おっしゃられるとおり、健全化に向けて努力してまいりたいと考えております。

○企画部長（澤井昭仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 澤井部長。

○企画部長（澤井昭仁） 私のほうから答弁すべきかどうかわからないんですけれども、河合町にある古墳、歴史遺産については、町民も広く知るところでございます。郷土を学ぶ会という組織が勉強会を開いたり、あるいは長屋王ウォークということで、町も後援しており

ますが、年に2回開催しております。あるいは子供たちにもそのような講座を開いております。ですので、そのような認識を私も持っております。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 財政のことは堅実にやっていくことを望みます。

○議長（疋田俊文） もう時間ですので。

○7番（森尾和正） 時間ですか。

これで、森尾の質問は終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、森尾和正議員の質問を終結いたします。

昼は1時半から開催いたします。

昼から副議長と交代いたします。

休憩 午後 0時31分

再開 午後 1時30分

○副議長（森尾和正） 再開いたします。

---

◇ 池 原 真 智 子

○副議長（森尾和正） 4番目に、池原真智子議員、登壇の上、質問願います。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 池原議員。

（8番 池原真智子 登壇）

○8番（池原真智子） 議席ナンバー8番の池原真智子のほうから一般質問をさせていただきます。

大きく1つ目に、前回の6月議会でも質問をいたしました認知症の人に対する取り組みについてをお聞きします。

さて、なぜ引き続きの質問になったかといいますと、前回の指摘が全く生かされていないのではないかと思えるような事態が起こったからです。理事者の方もご承知ですが、さきの

6月議会以降にも相次いで認知症の方が行方不明となる事態が起こり、お一人の場合は最も不幸な結果となってしまったという残念なことが起こりました。その際、本当にきちんとした対応がとれていたのかということを考えれば疑問が残りますし、もっと迅速な動きがあれば、このような結果を招かなくても済んだのではないかと疑念が拭えません。

言うまでもなくこの問題は、当事者やその家族の立場に立ち切って対応できるのか、またその人たちをどこまで大切に考えているのかにかかっているのではないのでしょうか。命の問題でありますし、いわば人権の問題だとも言えるのかもしれませんが。その意味で一刻の猶予も残されていませんし、真剣に早急なる対応を考えねばならない時が来ています。

こうした立場から、次の質問にお答えください。

①介護認定を受けていない人も含めて、町内における認知症の人の推定人数を明らかにするとともに、65歳以上の人口に占める割合を教えてください。

②6月議会では認知症対策の総合的な取り組みとして、地域ケアシステムの構築について答弁されていました。これについての主な考え方及び内容について明らかにするとともに、進捗状況を示してください。

3つ目に、6月議会ではまた町職員の果たす役割の重要性についても確認してきました。そのため認知症についての研修開催を求めてきたところですが、その内容及び開催実績についてお示してください。

さらに、町行政内における対応マニュアルの作成も約束されていました。その内容も明らかにしてください。

④徘徊などで行方不明になった場合、一刻も早くその人を探し出すことが何よりも求められています。そのためにも実際に機能し得る体制と対応策を早急に構築しなければなりません。考え方とその内容について示してください。

さらに、その一環として住民の協力も不可欠です。住民への啓発及び周知方法を明らかにしてください。

大きく2つ目に、既に質問がございましたけれども、マイナンバー制度について私のほうからも質問をさせていただきます。

先ほどからも言われていますように、このマイナンバー制度は国内に住む全ての人に12桁の番号を振り分ける共通番号、いわゆるマイナンバー制度がこの10月から始まります。行政機関は主に社会保障と納税、災害時の支援金支給の手續に活用され、その後順次確定申告や預貯金口座などと結びつけられるということになっています。

政府は行政事務の効率化、税・社会保険料の適正徴収に役立てるとしており、国民にとっては公的手続で役所窓口に行く回数を減らせるとしています。しかし一方、国による個人の財産暴きであり、行政機関の監視を強める基本的人権の制限につながり、個人情報流出の危険など、国民の国による一元管理を強めるための制度であるとの批判も噴出しているところではあります。

私自身も今回の制度実施は、大変危険なものであり、個々人の自由を国によって奪うものではないかと考えています。恐ろしく怖い制度ではないでしょうか。

こうしたことを踏まえ、次の質問にお答えください。

①先ほどからも回答の中でありましたけれども、再度マイナンバー制度の概要とこれについての町の考え方、スタンスを示してください。

②制度そのもののメリット、デメリットもそれなりに明らかにされてきましたけれども、とりわけ住民にとってのメリット、デメリットについて示していただきたいと思います。

③システムの構築に当たっての総費用と町の負担額を明らかにしてください。先ほど若干報告がございましたけれども、改めてお願いいたします。

④個人情報流出した場合、どのような対応をされるのか、その方法と誰が一体責任をとるのかについて示してください。

以上、再質問があれば自席にて行います。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○副議長（森尾和正） はい、辰己福祉政策課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 私のほうから、認知症の人に対する取り組みということで4つ質問いただいております。そのうち3つ回答を私のほうからさせていただきたいと思います。

介護認定を受けておられない方も含めて、町内における認知症の推定人数及び65歳以上の人に占める割合ということで回答させていただきます。

介護認定を受けておられない方も含めての人数把握というのは、大変難しいところではありますが、厚生労働省のほうから発表されております推計値がございます。65歳以上の高齢者のうち何らかの認知症状がある状態の人数は、平成27年度では10.2%と推計をされております。この推計値に当てはめさせていただきますと、河合町の4月1日現在では65歳以上の方が6,263人おられまして、この10.2%を当てはめると639名の方が何らかの認知症状があると推計されるものでございます。

2つ目としまして、地域包括ケアシステムの進捗状況とその主な考え方及び内容というこ

とで回答させていただきます。

地域包括ケアシステムの考え方としましては、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、その方の有する機能に応じ自立した日常生活を営むことができるような医療・介護・予防・住まい・生活支援が、一体的に提供できるようなシステムを構築するものという認識をしております。

河合町としましては、現在地域包括支援センターを中心に構築に向けていろいろな会議、作業等を行っているところです。平成26年度には医療職と介護職等の連携を図るために、在宅医療連携情報共有システムというのを導入させていただきました。また、29年度の総合事業の開始に向け、現在西和7町での合同会議を開催させていただき、サービスやサービス単価等のあり方についての検討会議を行っているところでございます。

3つ目の認知症に関する町職員の研修実績と町行政内の対応マニュアルということですが、研修実績としましては、福祉政策課の職員、地域包括支援センター職員並びにグループホームの職員さんと、奈良県の平成27年度認知症サポートキャラバン事業のキャラバンメイト養成研修に参加させていただき研修を受けてきました。そして、今年度中には認知症というものの実態を役場職員に対して研修会を開催したいということで、現在準備を行っているところでございます。

対応マニュアルに関しましては、総合相談窓口であります地域包括支援センターにいろいろな情報が集約されまして、そして連絡者、対象者を確認させていただき、主な希望、相談内容とかいろんなものを集約し、関係機関に連絡し対応させていただいているところでございます。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 森嶋安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 私のほうからは、認知症のうちの行方不明の事案が発生した場合の対応についてお答えします。

認知症の方の行方不明事案が発生した場合は、安心安全推進課と福祉政策課、地域包括支援センターなどが中心となり対応することになります。具体的な動きといたしましては、ご家族や警察との連携、防災行政無線での協力呼びかけ、近隣町や奈良県地域包括ケア推進室への協力依頼、職員、消防団、警察等による搜索活動などで対応しております。

地域住民への周知ということですが、ご家族やケアマネジャー等に行方不明になった場合の対処方法についてのパンフレット及びマニュアルなどを作成し周知していきたいというふ

うに考えております。地域住民の方々には、広報紙やホームページなどで認知症についての知識の普及を図るとともに、違和感を覚える方を発見した場合にはすぐに役場や警察に連絡していただくよう促していきたいと考えております。

また、職員に対しても常に意識を持ち適切な対応ができるよう、先ほど申しました研修会を通じて徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） マイナンバー制度についての回答をさせていただきます。

まず、制度の概要とこれについての町の考え方ということでございますが、複数の機関に存在する個人の情報を同一の情報であるということの確認を行うための基盤でありまして、社会保障・税制度の効率性、透明性を高め国民にとって利便性の高い公平公正な社会を実現するための社会基盤、インフラであります。

仕組みにつきましては、住民票を有する全員に一人一人異なる12桁の個人番号、マイナンバーが割り当てられ、複数の機関間においてそれぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している情報が、同一の情報であることを確認するために相互に活用されるものです。

河合町としましてもこの制度の基本理念にのっとり、特定個人情報の取り扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号の利用に関し地域の特性に応じた施策を実施することにより、手続の簡素化による住民への負担の軽減、行政事務の効率化による行政サービスの向上、またマイナンバーの活用によるこれまで以上の迅速な行政支援を行ってまいりたいと思っております。

2つ目の住民にとってのメリットは何かということでございますが、住民にとっては年金の受給、また雇用保険などの手続の際に、年金番号や雇用保険番号がわからなくてもマイナンバーを表示することによって、行政が情報を得ることができるようになります。これにより今まで要りました添付書類の削減など行政手続も簡素化され、皆さん住民の負担が一応軽減されることとなっております。

またこれらマイナンバー、今後の活用によりましては、行政機関が持っている自分の情報の確認や、行政機関からさまざまなサービスのお知らせ等を受け取ることも可能ということになると言われています。

続きまして、システム構築に当たっての経費をもう一度ということでもございましたので答弁させていただきます。

平成26年度におきまして1,278万6,000円、平成27年度では3,075万8,000円、計4,286万4,000円のシステムの改修経費となっております。

次に、個人情報が出た場合の対応方法と責任体制でございますが、これにつきましては、国における特定個人情報保護委員会が定めた特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインにより、現在策定済みの情報セキュリティポリシーを遵守した特定個人情報等の保護のために講ずる安全管理措置を定めなさいというぐあいに言われております。今現在その安全管理措置を定めるに当たりまして内容等を検討しているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 池原議員。

○8番（池原真智子） 1つ目の認知症の人の取り組みなんですけれども、推定で平成27年度で65歳以上の6,200人のうち639人というお答えをいただいたんですけれども、これは周辺町に比べて多いのか少ないのか教えてください。

それと、地域ケアシステムでいまわからないんですけれども、中身が。例えば西和7町でサービス内容を確認するとかという説明があったんですが、その前の段階の住みなれた地域で暮らし続けられるためのシステムだという説明はあったんですけれども、ちょっと漠然とし過ぎて私が理解できないのかどうなのかわかりませんが、その辺の点についてもう一度教えていただきたいと思ひます。

それから、対応マニュアルの作成も私が聞いていたのと若干中身が違うように思ひんですけれども、対応マニュアルは行方不明者が出たときの対応をどうするのかというマニュアルだというふうに私は理解していたんですけれども、そうではないみたいなので、もう一度具体的に説明をお願いします。

それと、4つ目の行方不明になった場合の対応なんですけれども、森嶋課長からお答えをいただきましたけれども、家族にパンフレットで周知するというのと、それから住民には広報等で周知をしていくということでもいいんですけれども、認知症とは何ぞやということも必要ですし、行方不明者がさっきも言いましたが出たわけですし、最悪の事態も結果としては招いてしまったわけですから、そういう周知とか広報をする場合、例えば具体的にどうい

対応をしていくのかとか、それからすごくシンプルにどこの誰にまず第一報を入れればいいのか、それは家族にとっても住民さんにとってもですけれども、その辺のことについてどうするのかということ。

例えば今回の場合、一番ネックになっていたのは、今回もそうですし6月議会の前にあった事案でもそうですけれども、放送してもらえないということがすごいネックになっていて、さっきも言いましたように、どれだけ迅速に対応するのかでその人が早く見つかるかどうかが決まってくるわけですから、放送だけと違いますけれどもあらゆる手段を講じてその行方不明者の捜索に当たるというのが第一義的な目的ですから、そのための手段として放送をどうするのかということで、前回ならなかなか対応してもらえませんでしたけれども、例えば当事者の家族に前もっていいですかと了解を得ておく、何だったらペーパーでちゃんと確認されてもいいですからその辺のところを確認しながら、いざというときにすぐに放送できるような体制をぜひとっていただきたいと思うんですけれども、その辺のところについてもう一度ご回答をお願いします。

それから、マイナンバーなんですけど、すごい何か行政の効率化と住民の効率性みたいなところで全面的に打ち出されているんですけれども、さっきも質問でありましたけれども、2回広報で住民にお知らせされたということなんですけれども、一般的にはマスコミ等のニュースを見ますと、なかなかマイナンバー制度それ自身が国民に理解されていないということが一つ大きなネックとしてあって、町としては広報でお知らせをされたということなんですけれども、何が利便性や、何が効率やということをきちっとお知らせをしていかなければならないというふうに思うんですけれども、利便性ばかり追求して肝心なところが抜けていたというふうにならないのかという心配があるんですけれども、例えば午前中も質問ありましたけれども、高齢者の場合の対応をどうしますか。

それから、そこに加えて障害をお持ちの方、例えば視力障害であるとか聴力障害のある方とか、情報が入りにくい方々にとってマイナンバー制度をどうしていくのかということとかというふうには考えておられるのかと思うので、その辺のところをお知らせ願いたい。

それと、費用の面で午前中あったと思うんでちゃんと聞き取れてなかったんですけれども、町の負担額はどれぐらいになったのかお知らせをしていただきたい。

それから、情報が流出した場合の対応なんですけれども、木村課長はセキュリティーの問題を言われていましたけれども、アメリカとか韓国とかでは既に個人ナンバーが確立されていますけれども、それによって流出した情報によって、アメリカなんかでは3兆円の損害が

出ているというふうに例えば言われています。日本だってあり得ないことではありません。例えば企業、勤め先にマイナンバーを登録しなければなりませんし、扶養家族のナンバーも登録しなければならないということで、膨大な情報が漏れるかもしれませんし、漏れるとしてどうするのかという対応を考えていかなければならないというふうに思います。

その意味では、例えば年金の問題だって個人情報が出たときにニュースにはなりましてたけれども、流出した情報はどうしてくれるねんみたいところが一切私はなかったように思うんで、その辺のところも含めてこれは国に言うべきことですが、河合町的にも町職員を通じてとかから漏れる可能性だってありますので、その辺のところをお答え願えたらというふうに思います。その辺のところを再度お答えください。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 辰己課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 私のほうから、認知症について近隣市町村との数、割合等が多いか少ないかというご質問だったと思いますけれども、私答えさせていただいたのは、推計値をもとに答えさせていただいておりますので、河合町は65歳以上の高齢者人口が多いということから見ますと、近隣市町村よりは認知状態がある方は多いというふうにお答えさせていただきます。

それと地域包括ケアシステムといいますのは、団塊の世代の方が75歳以上となります2025年度をめどに、介護状態になられた方に対して、おおむね30分以内にその方に対しての必要なサービスが提供されるようなシステムづくりをするということが基本となっております。そして必要なものとしましては、医療とか介護とかいつまでも元気に暮らすための生活支援、介護予防等を包括支援センターが中心となってそういうケアマネジメントをしていって、利用者に対して利用していただくというものでございます。

そして、対応マニュアルにつきましては、私が先ほど言わせていただいた対応マニュアルは、総合相談の窓口としての包括支援センターへの相談の対応マニュアル、流れを言わせていただきました。もし行方不明等がありましたら、安心安全推進課に連絡させていただき、そして西和警察へ安心安全課からしていただくというようなマニュアルがございますので、よろしく申し上げます。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 今のマニュアルのお話ですが、今現在、ご家族や地域住民

が一体となって対応するためのマニュアルづくりに取り組んでおります。安心安全推進課の実務、福祉政策課、警察、福祉事業所、それぞれの実務というのがございます。そういったもの、またはノウハウ、そういったものを持ち寄って慎重に進めていきたいと考えています。具体的な対応をその中で定めていきたいと考えています。

ただ、ホームページなどですぐに対応可能な部分もございますので、そういったところは先ほど議員のお話にもありましたシンプルな対応ということで、まず役場が警察に連絡してくださいと、そういったことを徹底していきたいと考えています。

次に、防災行政無線の対応ですが、放送するまでに家族の意向の確認、例えば名前、居住地の公表をしていいのかどうか、また特徴やいなくなった状況などそういったものを確認する必要があります。その後、原稿作成から録音を経て発信という手順を踏みますので、相応の時間が必要になるというところをご理解いただきたいと思います。

ただ、初動対応の重要性というのは十分認識しておりますので、この時間を少しでも短縮する努力をしたい。例えば事前に家族の意向を確認しておくのも一つですし、特徴、写真などをデータベース化しておくのも一つであろうというふうに考えております。その対応は進めていきたいと思っています。

次に、6月、8月それぞれ事案がありました。6月の事案、職員が防災行政無線の放送する、しないというのがありましたが、すぐ対応しているということをご理解いただきたいと思います。8月の事案ですが、このときも職員がご家族との窓口となって対応しております。ご家族の意思意向に沿った対応を迅速にして対応しているというその点をご理解いただきたいと思います。

以上です。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 木村次長。

○総務部次長（木村光弘） マイナンバーでのご質問、広報関係での理解されていない方が多いんじゃないか。また情報が入りにくい高齢者の方や障害者の方に対する広報ということで、一応午前中にもお答えはさせておりますが、今現在庁内の担当者レベルでの調整会議を何度かやっております。その中で当然、広報等周知しなければならないというようなことの課題についても協議等しております。それらにつきまして、高齢者を担当している者もいれば障害を担当している者もいますので、それらでどのような形で周知をしたらいいのかというのを早急に検討して対応していきたいと思っております。

あと町の負担額についてですが、もう一度経費について言わせていただきます。26年度1,278万6,000円に対しまして補助金が994万7,000円、一般財源が283万9,000円。27年度におきましては、3,075万8,000円のうち補助金が2,177万3,000円、一般財源が898万5,000円。合計4,286万4,000円、うち補助金が3,172万円、一般財源が1,114万4,000円となっております。

それともう一つ、漏れた場合のときの対応ということなんですが、先ほども言いましたように、法律上で安全管理措置をつくらなければならないと、これは当然国の機関、民間企業もマイナンバーを利用するに当たりましては、全てが安全管理措置を講じたものを作成しなければならないと。その内容におきましては、組織的な安全管理措置とか人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等の内容を踏まえなければならないとなっております。当然漏れたときの組織体制とか情報漏えい等の事案に対する体制、事務担当者等の監督教育等いろいろな部分について安全管理措置の内容等を含めたものを作成、つくることになっておりますので、それは今現在内容等を検討しているところでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 池原議員。

○8番（池原真智子） 認知症の方の対応で、辰己課長、高齢化率が高いから認知症の方も当然多くなるのではないかという答弁で、だからこそきちんとした対応を考えていくべきだというふうに私は思います。

ちょっと聞きたいんですけど、地域ケアシステムと介護保険とはどういう関係性になるのかと今お聞きして思ったんですけど、その辺についてお答え願いたい。

それから、対応マニュアルについて福祉政策課は安心安全課というふうにお答えになって、誰が中心になるのかという思いがしたんですけども、どちらにしろ行方不明者の場合だけではありませんけれども、認知症の方だけではもちろんありません。子供さんの場合だって障害をお持ちの方だって行方不明になった方ももちろんおられるんで、その辺のところもカバーできるようなマニュアルを、今さっき関係課おっしゃいましたけれども、きちんと対応してもらいたい。

せやからさっき森嶋課長がおっしゃいましたけれども、連絡先とか通報先とか防災無線をやってほしいということも含めて、役場っておっしゃるんですけど漠然とやっぱり私はしているのではないかと。慌てていますから、家族にとっては。せやからぱっと浮かぶような番号を、ここへ誰にとというふうな広報周知をされるべきだと思いますし、それは家族だけでは

なくてももちろん見つける側の住民にもきちっと知らせておく、その辺の対応について再度お答え願いたいと思います。

それから、マイナンバーなんですけれど、私はこれ利便性やら効率性やらということでも国も宣伝をしていますけれども、結果として一体誰のための何のために導入される制度なのかというのが、考えれば考えるほどわからなくなるんです。確かに便利にはなるでしょう。せやけどその前に住基ネットだってあって、住基ネットもほとんど発行枚数が少なくてなかなか利用されにくい中で、このマイナンバー制度で利便性を強調したとしても浸透するのか。強制的に番号が割り振りされて、マイナンバーを書かないと手続きができませんみたいなことになっていくから、大変なことになるんですけれども、一体誰のための何のために導入されるのかについて、わかればぜひ教えてもらいたいというふうに思います。

それは、さっき費用のことでお聞きをしましたけれども、結局町の一般財源から持ち出すのが1,000万円余り、そこまで費用を負担してかけなければならない制度なのかというふうに思うんですけれども、その点についてお答え願えますか。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 辰己課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 地域包括ケアシステムの介護との関係ということでございますが、この地域包括ケアシステムといいますのは、住民の方が重度な介護状態になっても住みなれた地域で人生の最後まで暮らせるためには、どんなふうにしたらいいかということが基本となってくると考えます。そしてその中で、介護保険制度も利用し医療も利用しということで、今現在では医療と介護の連携性が余り、お医者さんはお医者さん、介護のケアマネはケアマネで情報をやっぱり交換しないと、その本人の方にとっていろんなサービスが連携したものとならないというところがございますので、この包括ケアシステムを構築できたら、医療も介護もそして一般生活支援とかもつながっていくというようなシステムづくりをしていくというものでございます。

そして、介護保険は介護保険のサービスはそこの中にございます。その連携性を大事にして地元で暮らしていくというようなシステムを構築していくために、市町村がどんな役割をするかということは今いろいろ検討させていただいているというところでございます。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 行方不明のマニュアルですが、安心安全推進課、福祉政策

課ともに中心になって進めていくというご理解をいただけたらと思います。例えばそれぞれ安全安心推進課でしたら警察との連携が強うございますし、福祉政策課にしましても福祉事業所、もしくはケアマネジャー、ヘルパーさん、そういった方との連携が強いので、それぞれの実務、ノウハウを持ち寄ってともにマニュアルづくりに取り組んでいきたいと考えています。

当面の連絡先ですが、河合町役場の代表に電話していただいたらすぐに対応できる体制になっております。また警察のほうは、西和警察署、ホームページ等には具体的にその番号を入れてすぐに連絡できるようにしておきたいと考えています。

以上です。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 木村次長。

○総務部次長（木村光弘） マイナンバー、誰のため何のためだということでございますが、当然マイナンバー制度、最初に制度の概要という形で説明しましたように、社会保障・税制度の効率性、透明性を高めやはり国民にとってのためのものである。利便性の高い公平公正な社会を実現するためのインフラ整備でございます。誰のためという国民のため、それによりましていろんな手続等、行政が効率化になっていくと言われております。

当然マイナンバー利用によりまして、今後いろんな利用拡大というのが今後将来出てくるだろうと思います。それらによりましてマイナンバーに附属する個人カードの利用によりましては、かなりの住民さんには利便性が出てくるのではなかろうかと思っております。

それと費用が、一般財源で1,100万円をかけてやるほどのものではないだろうかということでございますが、当然費用につきまして全部が補助ということは10分の10ということはない。3分の2の補助というような部分もございまして、国が定めた法律に基づいて町が行っていくわけですので、これが1,100万円というような形での町での一般財源というのは出ておりますが、今後のことを思えば利便性等を図る、また住民へのあらゆるサービスができるようになれば、この構築費用も1,100万円というものが出ても、それは仕方ないというか、それはそれで利益が行政にとってはあるだろうと思っております。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 池原議員。

○8番（池原真智子） 地域ケアシステムは、もちろん前回6月議会のときに認知症問題について質問させていただいたときに、回答を得たということでももちろん認知症対策もカバーす

と思うんですけれども、医療と福祉みたいなところで一元化していくということでお答えいただきましたけれども、それは一人一人をデータ化してどんなサービスが必要なのかを考  
えるということなのかどうか教えてほしいのと、それから地域ケアシステムというのはいつ  
きちんとした形で公表されるのか教えてほしいんです。

それから、認知症の行方不明の人のためのマニュアルですが、それもきょうにでもまた行  
方不明者が出るかもわからないという認識のもとでお答えいただきたいんですけれども、い  
つごろ完成、早急なる対応が必要ですが、いつできるのかを教えてください。

それから、役場の代表にかけてもらったという森嶋課長のお答えがあったんですけど、  
それは電話交換の人に言えばすぐつないでもらえるということなのか、その点について教え  
てください。

マイナンバーについては、なかなか木村次長がお答えにくい質問を私のほうがしているん  
ですけれども、どちらにしろ私は先ほど利便性とか効率性ということでお答えをいただきま  
したけれども、その辺だけをとってみるならば、マイナンバーなんて要らないのではないか  
という立場を今でも持ち続けているんです。しかしながらもうこの10月から始まるというこ  
とで、強制的な制度だというふうに思うんですけれども。

さっきも言いました、だとすれば障害をお持ちの方とか今から検討していくということ  
ですが、スタートラインを一緒にしなければなりません。高齢者であったって障害を持  
っていたとして健常者であったって、スタートラインは一緒の立場にとって立たなければな  
りませんし、その人たちが不利益をこうむるということは絶対に私はあってはならないとい  
うふうに思いますので、早急なる検討が要ります。その辺について再度お答えください。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） まず私のほうから、医療介護連携ということでお答えをさせてい  
たきます。

これにつきましては、河合町の住民の方で基本的にこうした方は一応介護を受けておられ  
る場合、例えば多くの方が疾病を持っておる場合がございます。その場合につきましては、医  
療の現場と介護の現場がこれはまちまちの例えばサービス、治療をしておっては、これはぐ  
あい悪いという中で、今回平成26年度に県の補助金をいただきまして、カナミックというん  
ですけれどもコンピューターの中で情報を共有しようと。基本的には皆さんの情報を医療機  
関もそれから介護事業所もそれから地域包括支援センターも含めまして、共有しながらこの

システムにつきましては、リアルタイムにその辺の情報は共有できる、動画もできるというような機械でございます。その中で住民の皆さんの介護医療の情報を共有しながら、住民の方のサービス提供につなげていきたいというふうに今考えております。

それと総合支援事業、これにつきましてはたくさんの項目がございます。基本的には平成29年度を目標に、その項目につきまして各市町村でできる部分について構築をしていくというふうになっておりますので、河合町もそこを今現在どの部分ということにつきまして、いろいろ近隣とも調整をしながら検討しているというところでございます。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） マニュアルの作成時期ですが、まず警察に過去の取り組みがあるのかどうか、それをマニュアルの有無を確認したいと思っています。あればそれをベースに進めて短時間にできるかと思っていますが、なければ警察、福祉部局共同して作成に取り組む必要がございますので、若干時間はかかるかなというふうに考えています。

ただ議員ご指摘のように本当に今起こるかもわからないということですので、まずは先ほどの役場が警察に連絡を入れてほしい。そこを徹底して伝えていきたいと思っています。役場に連絡があった場合、交換が代表でとることになるんですけども、すぐに安心安全推進課、もしくは福祉政策課につなぐように、その点は徹底しておきたいと考えております。

以上です。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 木村次長。

○総務部次長（木村光弘） 情報が入りにくい方への早急なる広報、周知の検討という形で、皆さんとスタートラインが同じでなければならんというようなご質問でございました。

当然通知カード、10月5日以降から皆さんのほうへ一応配布、郵便等で配ることになります。それに基づいて来年1月からカードの交付申請というようなことが始まります。当然その交付申請までの間に、このような形で高齢者の方とか障害者の方に対する周知等を何らかの形で図りたい。それにつきましては先ほど言いましたように、担当者の会議がありますので早急に開きまして、どのような内容で皆さんに広報周知をすればいいのかというのを検討して、早速そういうのに取りかかっていたいというような形をお願いしたいと思います。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 池原議員、あと1分ですのでまとめてください。

○8番（池原真智子） ケアシステムについては、またおいおい教えていただきたいというふうに思うんですけども、対応マニュアルについてはちょっと時間がかかるということなんで、課長がおっしゃいましたようにすぐにできること、広報に載せるとかというふうなことを早急に対応していただきたいというふうに思います。

それからカードについては、通知がこの5日から始まるんですか。5日から始まるんですけども、相談窓口というのを設けはるんですか。多分混乱します、行ったら。その辺のところについてどうなのかだけお答えください。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 木村次長。

○総務部次長（木村光弘） カードにつきましては、順次10月5日から、これ全国统一で全国に皆配られる。国の機関から一応配布されるという。

今私も郵便局のほうにちょっとどれぐらいの期間で来るのかと聞いたところ、河合町10月中旬過ぎぐらいから多分皆さんのほうに手に渡るだろうと。10月末までには全てのほうに配布をというような形で郵便局のほうはそのようなご返事をいただいております。

そこで相談窓口につきましては、当然交付がされ交付申請されればいろんな聞きたいこととかございますとは思いますが。ただ枚数にも制限がありなかなか一度には殺到されないというようなことも考えられますので、今のところはその相談窓口的を新たに場所を設置しようとは今のところ考えてはおりませんが、それに伴う対応につきましては電話等の対応については当然総務課なりまた窓口の住民福祉課のほうで、個々に対応というような形での相談を受けたいと思っております。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 池原議員。

○8番（池原真智子） 最後に質問しますけれども、今相談窓口は設けないということなんですけれども、混乱したらどうするんですか。その辺だけお答え願って私の質問を終わります。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 木村次長。

○総務部次長（木村光弘） カードの配布ということで、何分今回初めてということで、前回の住基カードにおきましてもそういうような混乱的なものは見当たらなかったと思っております。

ただ、もしたくさんの方の問い合わせ等、何人も問い合わせという形で窓口に来られましたら、

当然その場で総務課の職員なりも応援に行きまして、それなりの対応に当たり、その後続くようであれば、何らかの窓口等も検討を視野に入れなければならないと思っております。

○副議長（森尾和正） これにて、池原真智子議員の質問を終結いたします。

---

◇ 岡 田 美伊子

○副議長（森尾和正） 5番目に、岡田美伊子議員、登壇の上、質問願います。

○1番（岡田美伊子） はい、議長。

○副議長（森尾和正） はい、岡田美伊子議員。

（1番 岡田美伊子 登壇）

○1番（岡田美伊子） 議席1番、岡田美伊子でございます。通告に当たりまして一般質問させていただきます。

子ども子育て支援制度に求められる保育、学童保育について。

学童保育は共働き家庭やひとり親家庭の自主的な保育活動として始まったとされ、共働き家庭の増加と核家族化の進行で鍵っ子が増加したことから、放課後児童を保育する需要が高まり、1998年に児童保育法に基づく放課後児童健全育成事業を行う第二種社会福祉事業として法制化されました。2012年子ども・子育て支援法が制定され児童福祉法が改正されたことで、2015年4月から学童保育の対象が小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童から6年生までに変更されたのですが、河合町ではいまだ3年生までとなっております。

働いている親御さんから、6年生までにならないのですかという声をたくさんお聞きしました。放課後子供が自分らしく豊かな時間が過ごせて、親が安心して働ける環境をつくることが大事だと思います。

最近子供がかかわる事件が多発していることから、河合町としても子供の安全のために学童保育にも力を入れていただきたく、以下2点についてお伺いします。

1番目に来年度の学童保育の申し込み状況と待機児童の有無についてと、2番目に学童保育の対象年齢を6年生まで引き上げる考えと時期はいつになるかということをお聞きしたいと思います。

再質問があれば自席にてお伺いします。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 辰己福祉政策課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 私のほうからは、学童保育についてお答えさせていただきます。

現在は学童保育の運営としましては、通常時は1年生から3年生までで、長期休暇中、夏休みとか冬休み等には4年生以上の児童を加えて学校の開き教室を利用させていただき、学童保育をさせていただいております。また、近年の社会情勢や保護者の就労状況などからも、通常時にも4年生以上の預かり保育を希望されているということは認識しておりますが、町としまして通常時に6年生までの預かりを行っていくには、低学年と高学年を同じに保育することや、指導員の数や受け入れ教室の数など問題点もありますが、受け入れについて検討していきたいというふうに思っております。

そして、申し込みの人数ということですが、27年度はまだ確定しておりませんので来年度はまだなんで、今年は通常時は97人の学童保育の申し込みがございました。

○1番（岡田美伊子） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 岡田美伊子議員。

○1番（岡田美伊子） ありがとうございます。一応前向きに考えてくれているということなんですけれど、やっぱり指導員の人材確保と育成についても考えていっていただきたい思います。やっぱり今いろんな事件が多いんで、一日も早くよろしく願います。

以上です。

○副議長（森尾和正） これにて、岡田美伊子議員の質問を終結いたします。

---

#### ◇ 大 西 孝 幸

○副議長（森尾和正） 6番目に、大西孝幸議員、登壇の上、質問願います。

○2番（大西孝幸） はい、議長。

○副議長（森尾和正） はい、大西議員。

（2番 大西孝幸 登壇）

○2番（大西孝幸） 議席番号2番、大西孝幸が通告書に基づき質問いたします。

マイナンバー制度施行に伴うセキュリティーについて質問いたします。

先ほど来からマイナンバー制度についていろいろとお話がありました。重複するところがありますので、簡単に質問させていただきます。

マイナンバー制度は10月から事務が開始され、マイナンバーという個人番号が順次国民全員に通知されます。2016年1月から希望者にカードが発行されます。この制度は行政の効率化や個人の手続の軽減と官民が情報を共有できるというメリットがある反面、リスクもあると言われております。近年、最近では年金の情報の漏えい問題がありました。これは送られてきた添付ファイルをその担当者が開けてウイルスに感染、そして情報が漏れたという経緯がありました。

この制度は、先ほど来も議員も言われていましたけれども、税・社会保障・災害等3分野が最初は運用されることです。そこに住民情報等がもちろん入っていますし、今後は健康保険証にかわるもの、パスポート番号、キャッシュカード等の情報が付加されると言われております。これらの情報が漏れいすれば多岐にわたり悪用される可能性があることから、セキュリティーについてどのように認識し対策を考えられているか、回答をお願いします。

再質問があれば自席にて行います。

以上です。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） マイナンバー制度に伴うセキュリティーについてということで、対する認識と対策についてお答えさせていただきます。

マイナンバー制度におけるマイナンバーは、強力な個人識別機能を有しているため、マイナンバーを内容に含む個人情報には厳格な保護措置を定めなければならないことは十分認識しております。町が保有する特定個人情報についても、保護の措置を行うため行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法による特定個人情報の保護措置の趣旨を踏まえ、同様の措置を行うことが求められていることから、本町におきましても特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために、現行の河合町個人情報保護条例の改正を今定例議会に上程させていただきました。

当然マイナンバー制度導入で心配されておられるその個人情報の漏えい、プライバシーの問題等でございますが、また余りにも多くの情報がひもづけられて、万一流出してしまった場合のリスクも大きくなるようなことも考えられます。このことに対するセキュリティー対策につきましては、午前の馬場議員のご質問についてお答えさせていただいておりますので、まことに申しわけございませんが省略させていただきたいと思っておりますので、ご容赦願いたいと思っております。

その他のセキュリティー対策、町としましても先ほど年金機構の情報漏えいの事故ということもおっしゃっておいりましたので、それに対しての基幹系システムをインターネットの回線から完全に切り離すというような改修も既に行っております。また不正アクセスを防ぐためのファイアウォールの増設や見直しなどの改修などの対策も行っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○2番（大西孝幸） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 大西議員。

○2番（大西孝幸） 今お答えしていただきました内容とは別に、ちょっと朝から回答があったことについて1点ちょっと確認したいんですけども、マイナポータルサイトを開設されるということなんですけれども、パソコンを介して確認するんですけど、パソコンを使える人、ある人はそれで確認できますけれども、お年寄りとかパソコンがない方の確認についてはどのように考えておられるか、回答をお願いします。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 木村次長。

○総務部次長（木村光弘） マイナポータル、平成29年1月から稼働でき皆さんの自宅でインターネットをつなげてあるパソコンであれば、自分の情報が確認できるということでございます。

今ご質問、高齢者、障害者の方でパソコンがない方についてはどうなるのかというようなことですが、このことにつきましては、国のほうでは公的機関等に端末設置を予定しているというぐあいに回答を得ております。これらの動き、各市町村単位にもおきましてそのようにするよゆうというよゆうな指導が来て、また補助等があるのかその辺の国の動きを見ながら、そういうことがあれば当然やっていきたい。

ただ、もしそのような補助的なこともないというよゆうなこともあれば、町としても高齢者、障害者、パソコンのない方に対して確認できるように、町自体も出先とかにもパソコン等があります。ネットにつなげておればそれらを確認することができますので、当然国の動きも見ながら町としてもそのような導入もというよゆうな形でも今後検討したいと思っております。

○2番（大西孝幸） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 大西議員。

○2番（大西孝幸） このマイナンバーが非常に個人にとって大事なものであります。一たび情報がウェブサイト上で流れますと、日本を超えて世界に自分の情報が行ってしま

うということがありますので、ハード面とソフト面においてさらなるセキュリティーの強化と、担当職員のみならず職員全員の研修の必要性を行っていただくことを期待して、私の質問を終わります。

以上です。

○副議長（森尾和正） これにて、大西孝幸議員の質問を終結いたします。

---

#### ◇ 清 原 和 人

○副議長（森尾和正） 7番目に、清原和人議員、登壇の上、質問願います。

○3番（清原和人） はい、議長。

○副議長（森尾和正） はい、清原議員。

（3番 清原和人 登壇）

○3番（清原和人） 議席番号3番、清原和人です。通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

今河合町では、人口が1万8,500人を割りました。人口減を食いとめるためには、若い世代を中心に河合町に来ていただく必要があります。

若い世代は特色ある学校教育、安心安全な教育環境を期待しています。また、魅力ある河合町にしなければならないという多くの町民の声があります。それが実現できれば、再び元気に満ちあふれた活気ある河合町になります。住民も増え税収等も改善されてゆとりある河合町になると信じています。

人口減の対策の一環、切り口としての学校の問題と、魅力ある河合町の取り組みについて本日質問いたします。

1つ目は、学校教育の消耗品費についてです。

幼稚園、学校現場の消耗品費が少ないため教員の自腹での対応や保護者負担が増えています。以前学年当初に配られていました事務用品が配られず、教師の自己負担が強いられています。戸棚にも事務用品のストックはほとんどありません。また、学級担任になれば当座の学級運営にマジック、セロハンテープ、ピン、のり、画用紙等も必要になります。その用意がないため学級費、学年費として保護者負担になっています。

ある担任は、何年も赤ペンを支給してもらっていないという声を上げています。学習に使

う紙も満足に配当されていません。それも保護者負担になっています。年度末の卒業文集の作成では、インクやロールマスターの不足で困っている状況があります。各学校に配置されていますカラープリンターがあっても、インクが買えず学習活動に十分生かし切れていません。

また、保健室のばんそうこう等の医療品も少なく、手当てが満足にできないというそういう実態も養護教諭から上がっています。学校によっては学年末にトイレットペーパーが買えないというそういう話もかつてありました。

本年度の各学校に配当されています消耗品費の現状について、どのように認識されているかお聞かせください。

以上のことから、教師のモチベーションが低下している現状もあります。またこれは悪い噂なんです、河合町に転勤すると自腹を切らなければならない、そういう話も広がり人事交流にも支障を来しています。それについてどのようにお考えですか。

2つ目は、幼稚園、学校の修理、改善についてです。

安心安全の確保と教育に適した環境づくりは、教育活動を行うに当たって大きな基盤になります。また保護者の熱い願いです。メンテナンスをしっかりとすれば古くてもきれいで美しい園、学校は多くあります。

教育委員会として耐震工事や修理、改善に力を注いでいただいていることには非常に感謝いたします。しかし園、学校現場では、命にかかわるような危険な場所がまだあります。

雨漏りは多くの現場で大きな課題になっていますが、それ以外の例を挙げますと、河合幼稚園では使用禁止のブランコがあったり、遊具の点検、改修が必要です。

第一小学校では南側のウッドデッキが朽ちたままになっています。またそれを見続けている子供たちの心の荒廃も気になります。

第二小学校では校舎の老朽化が著しく、6年生の教室のベランダの上のモルタルが落ちています。非常階段は上の鉄筋が丸見えです。中庭のといカバーが2カ所落ちかけています。図書室の蛍光灯から煙が出る、そういう事態になっているということも聞いています。窓のパテがだめで窓、ドアもあきにくいところが多くあります。

第一中学校では、鉄の枠のガラス窓が多くあります。本館の2階廊下だけでもガラスが20枚近く割れておりセロハンテープで補強されています。本館北側の通路は落下防止のため通行どめにもなっています。

第二中学校では、窓枠のパテの劣化による落下の危険や、パソコン室のクーラーが壊れた

ままになっています。

幼稚園、学校生活での大きな事故やけがが起きないように計画的、即効的、実効的な対策、配慮がなされていますか。

他の市町村では、教育委員さんによる学校の教育内容を確認するための1学期の学校訪問と、施設の現状確認をする2学期の学校訪問が実施されています。河合町でも施設の現状確認をする2学期の学校訪問を計画されてはいかがでしょうか。それについてどのようにお考えですか。

3つ目は、魅力ある河合町の取り組みについてお聞きします。

人口減を食いとめるには、魅力ある河合町にしなければならないという多くの声があります。6月の一般質問の後、役場の玄関を明るくしていただきました。またウオータークーラーを設置いただきました。そういうことに対しては本当にうれしく思っております。

町民にとりましては、ちょうど夏祭りの燈花会のような目に見えるそういう取り組みが必要だと考えています。燈花会は河合町の名物になりつつあります。

例えば河合町役場は高台にあり、奈良盆地から見えやすい絶好の場所に立地しています。近鉄電車も横を走っています。車も通っています。観光客も歩いています。12月の役場の庭園や庁舎をイルミネーションで飾り、すな丸くんを活用した元気のある河合町をアピールすることも一つの方法だと考えています。

それらの声に対する具体的な対策は行政として考えておられますか。またアクションは期待できますか。そういう点でよろしくお願ひしたいと思います。

再質問につきましては自席で行います。よろしくお願ひします。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 杉本教育総務課長。

○教育総務課長（杉本正範） 私のほうからは、1点目と2点目の学校教育の消耗品についてと幼稚園、学校の修理、修繕についてお答えさせていただきます。

まず、消耗品費につきましてですけれども、前回の質問の教材備品同様充実に努めているところがございます。幼稚園、学校の事務用品等の消耗品につきましては、必要な予算を配当し適切に活用していただいております。また学校に確認いたしました、消耗品費が教職員や保護者負担になっているようなことはございません。

これから来年度の予算策定の時期に入ります。教育委員会では10月に幼稚園、各学校から要望を聞くためのヒアリングを予定しております。幼稚園、小学校の意見を反映させ一層の

教育行政の充実に努めたいと考えております。

2点目の幼稚園、学校の補修、修繕についてでございますが、危険な箇所につきましては教育委員会の事務局の職員が頻繁に幼稚園、学校に出向き、気づいた箇所や要望のあった箇所を点検確認しております。

ご指摘の幼稚園の遊具につきましては、現在対応しているところでございます。また第二小学校のコンクリート片の落下のおそれがある箇所につきましても、改修のための予算を今議会に計上させていただいております。

ということで早急に対応させていただきたいと考えております。

その他の箇所につきましても緊急性の高いものから順次修理、改修を行っていきたいと考えております。

以上です。

○企画部長（澤井昭仁） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 澤井企画部長。

○企画部長（澤井昭仁） 私のほうから、魅力ある河合町の取り組みについて答弁させていただきます。

平成20年度から22年度まで冬に近鉄3駅前、池部駅については庭園についてイルミネーションを以前は実施しておりましたが、平成23年度震災の影響から節電の要請があり、以降点灯を中止しているところです。

イルミネーションの復活あるいは規模の拡大というものは、冬のイベントとして、華やかで元気のある河合町を町内外にアピールできる見える手段の一つであるという認識はしております。

現在、人口減少対策のためのまち再生総合戦略を作成中でございます。議員のイベントそのものの提案、あるいは趣旨も含めて提案とさせていただきたいというふうに考えております。

○3番（清原和人） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 清原議員。

○3番（清原和人） ちょっと教育委員会のほうに一つだけちょっと確認したいことがあります。

消耗品が今大体各現場で足りているという、そういう答えが返ってきたんですけれども、本当にそうなのかどうかはまた各現場、足を運んでいただいて様子とかしっかり見て

もらって、各学校現場が元気が出るようにとかサポートはしてほしいということは願っています。

それから、一つ確認したいのは、さっき学校訪問の件を提案しました。それは大体1学期は子供たちの様子とか先生の様子、また学校の様子を確認するというので、教育委員さん中心に学校訪問来ていただきます。それはそれで大変価値があつていいかなと思っています。

ただ先ほど細々言いましたけれども、各学校ではちょっと子供たちの命、またけがに伝わる、かかわるそういう部分もやっぱりあります。ただ教育委員会事務局だけでは到底対応できませんよね。それで教育委員さんたちにも実際そういうところをちょっと見ていただいて、いろんな知恵をかりるといふか、知恵をかりてどういうふうにしていくか、多分予算の関係もありますので一遍にはできないのはわかっています。ただどういう順番でやっていくのが一番いいのか、統合問題も6月でしたっけ、一般質問ありましたけれども、ちょっとなかなか進まないということもお答えでありましたので、そしたら今ある園、学校現場をどのように充実していくかというそういう観点に帰って対応してほしいと思っているんです。

今学期急にできないのはわかっているんですけども、来年度そういう2学期の学校訪問についてはどうしようとお考えか、ちょっとそれだけお聞きしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） 消耗品のことなんですけれども、聞く範囲においては足りているということだったんですけれども、再度確認いたしまして、足りていないようでしたらそういう充実に努めたいと思います。

それと学校訪問の件ですけれども、今はおっしゃるとおり1学期に1回、子供たちの様子とか先生の様子を訪問させていただいているんですけれども、その件につきましては教育委員会のほうにまた諮らせていただきまして、検討させていただきたいと思います。

○3番（清原和人） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 清原議員。

○3番（清原和人） 今答えていただいたように、教育委員会としてもしっかりまたサポートをお願いしたいと思います。

とにかく河合町の子供たちは、今大変頑張っていますので、そういう部分でより特色あるといふか教育活動をしやすいようにだけよろしくお願いします。

それから、先ほど答えていただきましたように、町民のために少しでも魅力ある河合町とか、今夢ビジョンも制定してもらってアクションをこれからしていくと思うんですけども、夢に終わらせないでしっかりアクションを一步ずつしていく、そういうスタンスで今後の取り組みを期待したいと思っています。

そういうことで質問を終わります。

○副議長（森尾和正） これにて、清原和人議員の質問を終結いたします。

---

### ◎散会の宣告

○副議長（森尾和正） お諮りいたします。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（森尾和正） 異議なしの声ですので、異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

副 議 長 森 尾 和 正

署 名 議 員 吉 村 幸 訓

署 名 議 員 岡 田 康 則